

はじめに



市民の皆様におかれましては、虫歯になって物をおいしく食べることができなくなり、改めて、歯と口腔の健康の大切さを認識される方が多いかもしれません。

食べ物をしっかりと咀嚼し、十分な栄養を吸収することができれば、心身の健康の維持向上が図れます。さらに、笑う、話すといったコミュニケーションでも、歯と口腔はとても大切な役割を担っています。

また、近年では、口腔内を清潔に保っていないと、特に、ご高齢の方で誤嚥性肺炎の発症リスクが高まることや、歯周病が生活習慣病の発症や悪化に影響することなどが指摘されており、歯科口腔保健の重要性がますます高まっております。

さて、本市は、「健康都市」の実現を目指して、「人」「まち」「社会」という3つの健康づくりに邁進しております。中でも、歯と口腔の健康につきましては、早くからその重要性を認識していたことから、平成25年12月に県内市町村で初となる「大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例」を策定し、平成26年2月には、県内初、毎月8日を「歯の日」と決めました。

そして、条例の趣旨に基づき、この度策定したものが、この計画でございます。市や歯科医師会など関係者が連携して施策を推進していくこと、市民の皆様には歯と口腔の健康づくりに自主的に取り組んでいただくことなどを目的としています。

市民の皆様お一人おひとりが、健康な歯と口腔で、心身ともに健やかな生活が送れるよう、より一層積極的に取り組んでまいります。

結びとなりますが、本計画の策定にあたっては多くの皆様に、市民意識調査へのご協力に加え、ご意見、ご提案をお寄せいただきました。心からお礼を申し上げます。

大和市長 大木 哲

毎月8日は「歯の日」です

大和市では月に1回、普段より少し意識して、歯みがきや口腔ケアに取り組む機会をつくるために、毎月8日を「歯の日」と定めています。次のことに気をつけてみましょう。



毎日の歯みがき

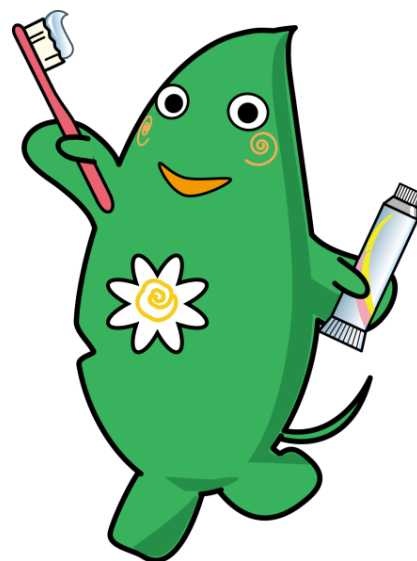
歯と口腔の健康づくりには、朝、昼、晩、1日3回の歯みがきが基本です。歯垢を落として、むし歯や口臭を防ぎます。歯と歯ぐきの境目や、歯と歯の間は特にみがき残しが多いところ。しっかりみがきましょう。自分に合った歯ブラシを選ぶことや、歯間ブラシ、デンタルフロスを使うのも効果的です。



口の中を鏡で見る

歯みがきをした後、口の中を鏡で見ることを習慣にしてみましょう。歯の色はどうか、むし歯になりかけているところはないか、歯ぐきが腫れたり出血したりしていないか。口の中は身体の中と違って自分の目でチェックすることができます。

毎月8日は、歯ブラシを取り替えるなど、ご自分やご家族の歯と口腔の健康に目を向けてみましょう。



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

目 次

第1章 計画の策定に当たって

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	
3	計画の構成	3
4	計画の期間及び進行管理	

第2章 基本理念

生き生きとした生活のための歯と口腔の健康づくり	4
-------------------------	---

第3章 基本目標

- 基本目標 1 歯科疾患の予防
- 基本目標 2 口腔機能の獲得及び維持・向上

第4章 基本的施策

基本的施策の展開	5
基本的施策 1 歯及び口腔の健康づくりに係る情報の収集及び提供	7
コラム：赤ちゃんともむし歯のはなし	10
基本的施策 2 歯及び口腔の疾患の予防及び早期発見のための歯科健康診査の実施	11
コラム：仕上げみがきはいつまですればいいの？	14
基本的施策 3 歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障がい者、 介護を必要とする高齢者等に係る歯及び口腔の健康づくりの推進	15
コラム：実践しよう！「嚙ミング30」	16
基本的施策 4 口腔がん対策	17
コラム：喫煙が歯と口腔の健康に及ぼす影響	18
基本的施策 5 歯及び口腔の健康づくりに取り組む人材の育成	19
基本的施策 6 その他歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な施策	20

附属資料

大和市民の現状	23
食育・歯及び口腔の健康づくりに関する市民意識調査結果(概要)	
その他	28
評価指標と目標値の考え方	34
計画策定の経過	37
用語解説	38
歯科口腔保健の推進に関する法律	41
神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例	44
大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例	47

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

糖尿病や高血圧、脂質異常症などに代表される生活習慣病を患う方が増加し、人の健康づくりが国を挙げて取り組む課題となっている中で、歯及び口腔の健康が、人の全身の健康に与える影響に注目が集まっています。

歯及び口腔の健康状態がすぐれないと、食生活に直接的な悪影響を及ぼすことはもちろんのこと、口腔ケアが十分でないことなどにより、歯周病の原因菌が口腔内で慢性的に増殖すると、動脈硬化や糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病を発症したり、悪化させたりすることがわかってきました。

このような状況で、国は、平成23年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」を制定し、平成24年7月には「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を定め、歯科口腔保健に対する国の積極的関与やその推進に向けた方向性などを明確にしています。

神奈川県は、歯と口腔の健康づくりについての条例を制定し、平成25年3月に「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」を策定しています。

本市では、「健康創造都市 やまと」を実現するため、「人の健康」「まちの健康」「社会の健康」の増進にこれまで取り組んできました。そして、今、ますます重要性が増している歯及び口腔の健康づくりを進めるため、平成25年12月に県内市町村で初となる「大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。

この条例の趣旨を踏まえて、市民や歯科医師等の関係者と行政が連携協力して、さらに着実に歯及び口腔の健康づくりに係る施策を推進していくため、「大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

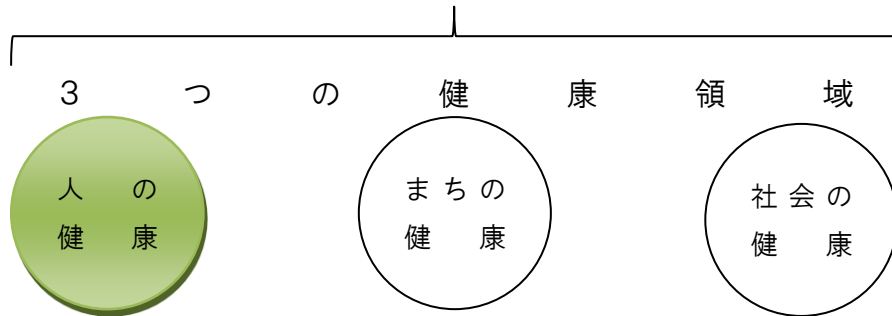
本計画は、条例第8条に基づき策定するものであり、第8次大和市総合計画が掲げる3つの領域のうち、「人の健康」の基本目標1「一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち」を達成するための、歯及び口腔の健康分野に特化した個別、具体的な行動計画とします。

また、「歯科口腔保健の推進に関する法律」や「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」、「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」及び本市の関連計画との整合を図ったものとします。

第8次 大和市総合計画

【将来都市像】

健康創造都市 やまと



基本目標1

一人ひとりがいつまでも
元気でいられるまち



大和市歯及び口腔の
健康づくり推進計画

条例第8条において、基本的施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画の策定を義務づけています。

3 計画の構成

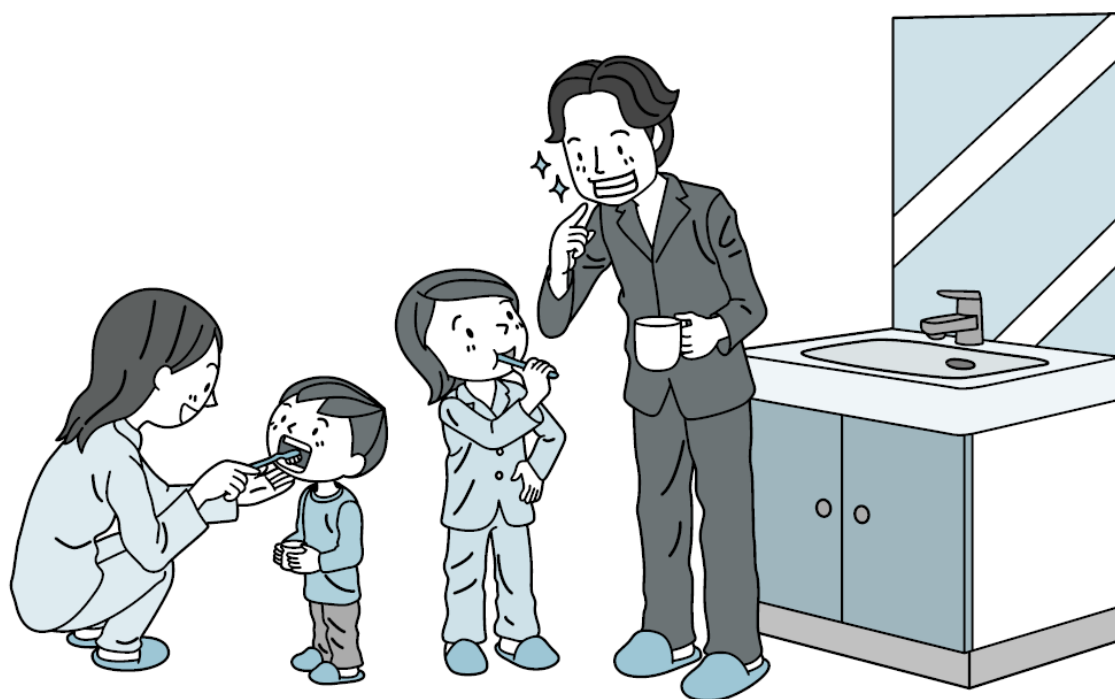
本計画では、歯及び口腔の健康づくりに関する基本目標と条例第7条に定める基本的施策の具体的内容を定めます。

4 計画の期間及び進行管理

計画期間は、総合計画の目標年次に合わせて、平成27年度から30年度までの4年間とします。各施策の取組の達成状況については、毎年度、事務事業評価等で確認、検証します。

検証の結果、現状の取組では、計画期間内に目標とする指標を達成するには不十分であると判断した場合などには、既存の取組の見直しや新たな取組の導入を図ることとします。

そして、平成30年度に歯と口腔の健康づくりに関する市民への意識調査を実施し、その結果を次期計画に反映していきます。



第2章 基本理念

生き生きとした生活のための歯と口腔の健康づくり

生涯にわたり、健康で充実した生活を送ることは、みんなの願いです。歯と口腔の健康は、そんな願いを叶えるための入り口です。

歯と口腔は、生きるために必要な、食べ物を噛んで飲み込むこと、コミュニケーションを図るために必要な、話すことや笑うなどの表情をつくることにとって、重要な役割を担っています。

また、歯の喪失が身体機能の低下をもたらすこと、歯周病の原因菌が糖尿病の悪化や、心筋梗塞、脳梗塞などの発症に影響を与えていることも指摘されています。生活習慣病の予防や、高齢になっても自分の歯で食べられるようにするためには、若い頃からの口腔ケアの習慣化等が大切です。

そこで、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりにおける市民の自主性を促しながら、保健、医療、福祉、教育、食育などの関連施策やその関係者との相互連携を図りつつ、生涯を通じて切れ目のない歯と口腔の健康づくりの取組を推進していきます。

第3章 基本目標

基本目標1 歯科疾患の予防

歯の役割を考えると、まず、食べ物を口にして「噛む」という根本的なことが最初に思い浮かびます。また、味わうというと、舌で感じるものと考えがちですが、歯ごたえや歯ざわりもおいしさの一つであって、これも歯の重要な役割です。さらに、歯には唇や舌と同じように発音を助ける役割があります。歯並びに問題があると、明瞭で正確な発音がしづらくなります。

歯を丈夫に保ち、喪失しないようにするためには、むし歯や歯周病等、歯科疾患を予防する取組が重要となります。

基本目標2 口腔機能の獲得及び維持・向上

口腔というと、歯だけでなく、顎や咽頭、口の周りの筋肉も含み、まず、噛んだ食べ物を飲み込む嚥下機能を担います。また、口元一つで顔貌は大きく変わるので、話すことや表情をつくるといった感情表現にも大きな役割を果たします。

人は生まれながらにして、口腔機能の全てを備えているわけではありません。乳幼児期、学齢期という成長期においては適切な口腔機能を獲得するための、成人期には獲得した口腔機能を維持するための、そして、口腔機能が低下しやすい高齢期には口腔機能を向上させるための取組が重要となります。

第4章 基本的施策

基本的施策の展開

基本目標を達成するため条例第7条に規定する6つの基本的施策に取り組みます。

基本的施策1及び2は、歯と口腔の健康状態が、成長、発育の度合いや各年代における生活習慣、家庭や社会環境に大きく影響を受けるものであることから、ライフステージ（乳幼児期、学齢期、成人期及び高齢期）ごとの特性を踏まえて取り組むものとします。

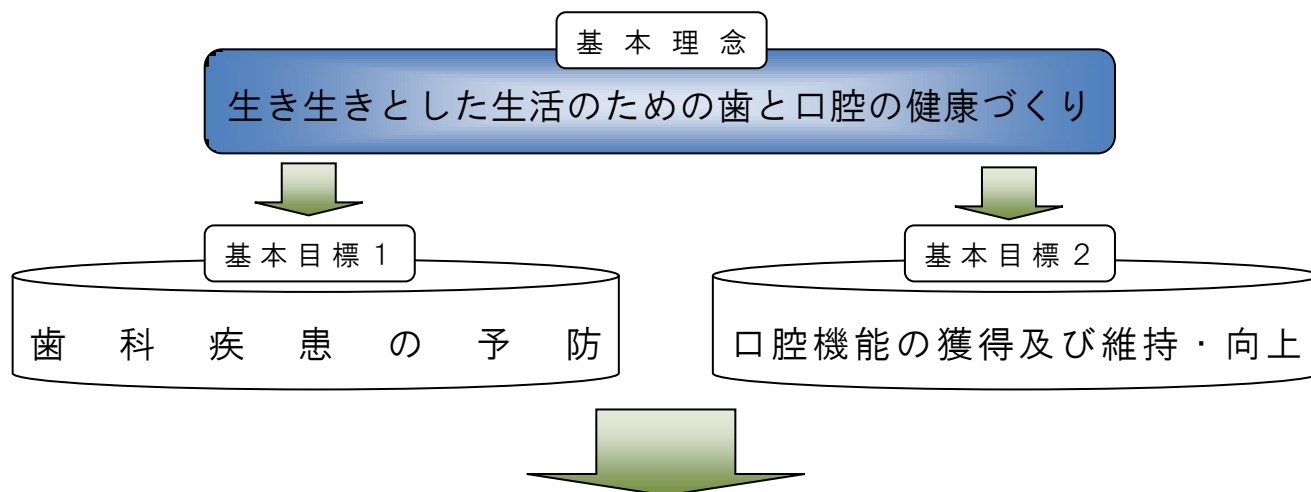
基本的施策3から6は、歯及び口腔の健康づくりを全般的に推進していくために取り組むものとします。

大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例 ～抜粋～

（基本的施策）

第7条 市は、基本理念に基づき、市民、歯及び口腔の健康づくりに取り組む団体その他の関係者と連携して、次に掲げる施策を実施する。

- （1）歯及び口腔の健康づくりに係る情報の収集及び提供に関すること。
- （2）歯及び口腔の疾患の予防及び早期発見のための歯科健康診査の実施に関すること。
- （3）歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障がい者、介護を必要とする高齢者等に係る歯及び口腔の健康づくりの推進に関すること。
- （4）口腔がん対策に関すること。
- （5）歯及び口腔の健康づくりに取り組む人材の育成に関すること。
- （6）その他歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な施策に関すること。



条 例 第 7 条 に 定 め る 基 本 的 施 策		ライフステージ			
		乳幼児期	学齢期	成人期	高齢期
1	歯及び口腔の健康づくりに係る情報の収集及び提供	○	○	○	○
2	歯及び口腔の疾患の予防及び早期発見のための歯科健康診査の実施	○	○	○	○
3	歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障がい者、介護を必要とする高齢者等に係る歯及び口腔の健康づくりの推進			○	
4	口腔がん対策			○	
5	歯及び口腔の健康づくりに取り組む人材の育成			○	
6	その他歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な施策			○	

基本的施策 1

歯及び口腔の健康づくりに係る情報の収集及び提供

正しい歯みがきや口腔ケアなど、歯及び口腔の健康づくりの方法論は日々進化しています。市民の自主的な取組が、より効果的なものとなるように、常に有益な情報を収集し、ライフステージごとの特性に合わせて、わかりやすく市民に提供していきます。

活 動 指 標	現状値	目標値
1歳6か月児歯科健康診査の受診率	90.9%	100%
3歳6か月児健康診査（歯科）の受診率	93.3%	100%
市立小学校でのブラッシング指導教室への参加児童数	—	7,500人（累積）
成人を対象とした歯科健康教育への参加者数	150人	200人
一次予防事業の口腔セミナー等への参加者数	30人	40人

乳幼児期

この時期のポイント	
子どもの発達状況により、歯みがきや、口腔機能の育成方法が大きく異なる時期です。また、子どもが自分でできることが限られるため、親がそれを正しく理解し、実践することが重要になります。具体的には子どもの歯科疾患等に関する知識、食生活及び発達の程度に応じた歯と口の清掃方法、口腔・顎・顔面の成長発育等に関する知識、口腔機能の獲得に悪影響を及ぼす習癖等について普及啓発を行います。	
具体的な取組	担当
・乳幼児の保護者を対象に育児、離乳食等の教室で情報提供と意識啓発を推進 ・1歳6か月児、3歳6か月児とその保護者を対象に、歯みがき指導、歯科相談、食事指導、栄養相談を実施 ・2歳児とその保護者を対象に歯科相談と情報提供を実施 ・つどいの広場「こどもーる」で親子を対象とした歯科講習会を実施 ・大和歯科医師会による、幼稚園（年間2園）の4、5歳児とその保護者を対象に歯科医師、歯科衛生士が行うブラッシング指導等の実施を支援	すくすく子育て課
・公立保育所で歯科口腔保健の取組を実施 （食後の歯みがき/むし歯予防デーにちなんだ園児への啓発/園だよりによる保護者への啓発/市保健師による園児と保護者又は保育所近隣地域の親子への歯みがき指導）	ほいく課
・2歳から未就学児童を対象に矯正相談、ブラッシング指導を実施	大和歯科医師会

学齡期

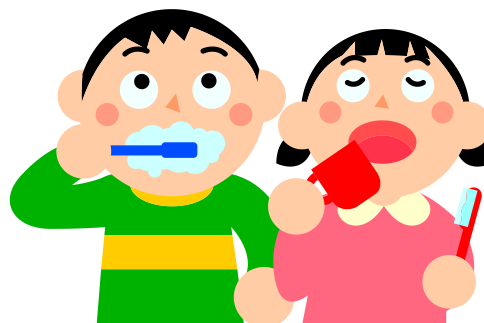
この時期のポイント	
心身ともに発達が著しく、自分の力で様々なことができるようになる時期です。学校で集団生活を営んでいるため、一人で行うよりも効果的に、集団の中で歯みがきや口腔ケアについての理解と実践を促していくことができます。具体的には子どもの歯科疾患等に関する知識、食生活及び発達の程度に応じた歯と口の清掃方法等について普及啓発を行います。	
具体的な取組	担当
新規取組 ・市立小学校の主に3年生を対象に歯科衛生士によるブラッシング指導を実施	指導室
・朝学活や授業において、歯科衛生士、学校医、養護教諭または担任による歯と口腔の健康づくりに関する指導を実施	市立小学校
・保健だよりや掲示物、健診時での意識啓発を推進 ・毎月8日の「歯の日」に歯と口腔の健康についての校内放送を実施	市立小学校 市立中学校

成人期

この時期のポイント	
学業、仕事、子育て等の忙しさにより、生活リズムが乱れ、口腔ケアが不十分となって、歯科疾患を患う方が増加しやすい時期です。健全な口腔状態を維持するために、口腔状態と全身の健康との関係、歯周病と喫煙・早産等の関係性について普及啓発し、食事や口腔ケアを含む生活習慣の見直しや適切な自己管理を促します。	
具体的な取組	担当
・妊娠中の女性とその夫を対象とした母親・父親（プレママ・パパ）教室で、親自身と生まれてくる子どもの口腔衛生についての意識を啓発	すくすく子育て課
・子育てサロンや地域住民の交流の場等で、虫歯や歯周病を予防するために、歯みがきの方法や歯間ブラシの活用などについて、保健師が保健指導を実施 ・保健師、管理栄養士による個別訪問において、生活習慣病予防のために食生活や歯みがきの方法などを聴取し、状況に応じた助言、指導を実施 ・地域住民の交流の場（ひまわりサロン等）で健口体操^{けんこうたいそう}を普及啓発 ・市役所本庁舎と保健福祉センターの来庁者に向けて、毎月8日の「歯の日」に歯及び口腔の健康づくりについての館内放送を実施	健康づくり推進課
・健康普及員や食生活改善推進員、介護予防サポーターが8020運動推進員となり、口腔ケアについての健康教育を実施	健康づくり推進課 高齢福祉課
・一次予防事業として、口腔セミナー等を開催 ・二次予防事業として、個別訪問による口腔ケア指導を実施 ・二次予防事業として、介護予防講座の中でおいいき講座を実施	高齢福祉課
・健康都市やまとフェアで歯と口腔の健康づくりについての意識を啓発	大和歯科医師会

高齢期

この時期のポイント	
口腔機能は加齢により徐々に低下するものですが、日々の口腔ケアをしっかりと行うことで、維持していくことが可能となります。食べること、飲み込むことのほか、話すこと、笑うことなどの口腔機能の重要性及び口腔の状態と全身の健康との関係に関する知識等の普及啓発を行います。	
具体的な取組	担当
・ 地域住民の交流の場等で、歯周病や歯の喪失を予防するために、歯みがきの方法や口腔内を衛生的に保つための義歯の清掃方法などについて、保健師が保健指導を実施 ・ 保健師、管理栄養士による個別訪問において、生活習慣病予防のために食生活や歯みがきの方法などを聴取し、状況に応じた助言、指導を実施 ・ 高齢者の交流の場（ひまわりサロン等）で健口体操^{けんこうたいそう}を普及啓発 ・ 市役所本庁舎と保健福祉センターの来庁者に向けて、毎月8日の「歯の日」に歯及び口腔の健康づくりについての館内放送を実施	健康づくり推進課
・ 健康普及員や食生活改善推進員、介護予防サポーターが8020運動推進員となり、口腔ケアについての健康教育を実施	健康づくり推進課 高齢福祉課
・ 一次予防事業として、口腔セミナー等を開催 ・ 二次予防事業として、個別訪問による口腔ケア指導を実施 ・ 二次予防事業として、介護予防講座の中でお口いきいき講座を実施	高齢福祉課
・ 健康都市やまとフェアで歯と口腔の健康づくりについての意識を啓発 ・ 高齢者よい歯のコンクール（自分の歯が20本以上あり、口腔内の健康を維持している70歳以上の方の表彰）を実施	大和歯科医師会



赤ちゃんとおむし歯のはなし

赤ちゃんの乳歯は、お母さんのおなかの中にいる頃に、「芽」ができます。その芽がどんどん成長し、生まれてから6～7か月くらいになると、乳歯として生え始めます。

生えたての歯は、もちろんむし歯ではありません。どうして、むし歯ができるのでしょうか。

むし歯の原因はただ一つ、ミュータンス菌。真っ黒い体に、とがったしっぽを持つ姿で描かれる、子どもにもおなじみの「むし歯菌」です。むし歯菌が口の中の食べかすを食べて酸を出し、歯の表面を少しずつ溶かしていきます。これを脱灰^{だっかい}といいます。単純ですが、これがむし歯のできるメカニズムです。

口の中は、通常はほぼ中性に保たれています。しかし、食事をとると、食べ物に含まれる糖を利用して、むし歯菌が酸を作り出すので酸性に傾きます。酸性になっている時間が長ければ長いほど、歯が溶かされてむし歯になるリスクが高くなるというわけです。

それに対抗することができるのがだ液です。だ液が、むし歯予防に重要である理由は2つ。1つ目は、だ液は酸性に傾いた口の中を中性に戻す力があること、2つ目は、だ液には、酸で溶けた歯を修復（再石灰化）する力があることです。

そんなだ液に、しっかりと働いてもらうために、気をつけたいのが生活習慣です。

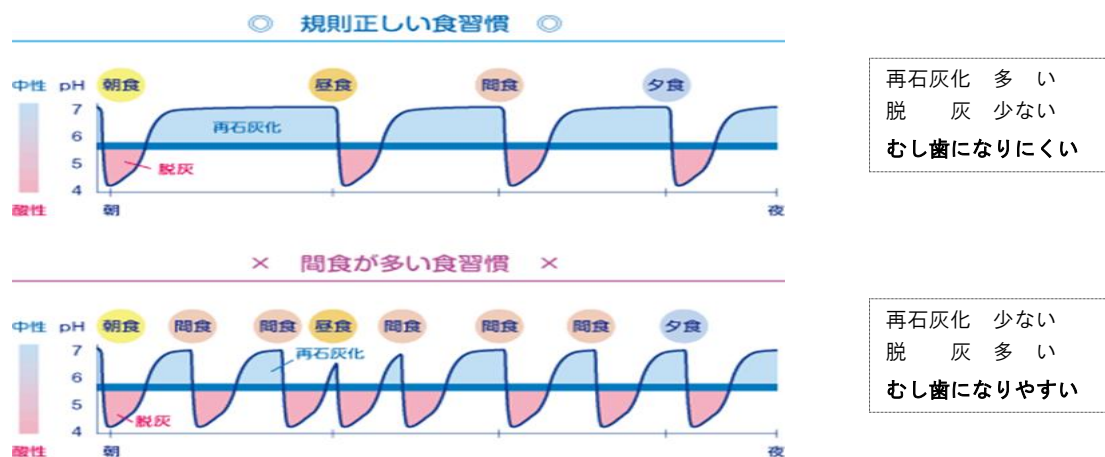
下の図は「ステファンのカーブ」といいます。規則正しく食事をした場合と、何度もこまめに食べている場合とでは、脱灰の時間と回数に大きな差が出ることがわかります。

食べ物や飲み物をだらだらとっていると、だ液による歯の修復が追いつかずにむし歯になりやすい状態になります。食事やおやつの時間を決めて、食べるリズムを整えることが大切です。

最後に、むし歯予防には、いうまでもなく歯みがきが重要です。上の歯と下の歯がそろい始めたら、歯ブラシを使うようにしましょう。1日1回は、大人が仕上げみがきをしましょう。ぶくぶくうがいができるようになったら、子ども用の歯みがき剤を使い、むし歯菌に負けない丈夫な歯にしましょう。

また、かかりつけ歯科医を持ち、相談できるようにしましょう。

<ステファンのカーブ>



(画像出典：<http://www.oral-plan.jp/perio.html>)

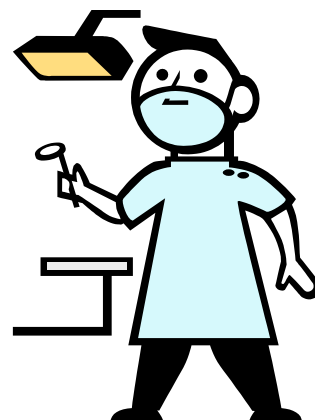
基本的施策 2

歯及び口腔の疾患の予防及び早期発見のための歯科健康診査の実施

歯科疾患の予防、早期発見のためには定期的な口腔チェックが重要です。ライフステージごとの特性を意識した歯科健康診査の実施や、かかりつけ歯科医の重要性についての理解を深めることによって定期的な歯科受診を促していきます。

活 動 指 標	現状値	目標値
1 歳 6 か月児歯科健康診査の受診率	90.9%	100%
3 歳 6 か月児健康診査（歯科）の受診率	93.3%	100%
市立小学校における歯科健診実施校数	19校	19校
市立中学校における歯科健診実施校数	9校	9校
成人歯科健診の受診率＊	40 歳：6.22%	10%
	50 歳：—	10%
	60 歳：—	10%
	70 歳：—	10%
健診目的で1年に1回以上歯科医院を受診している人（20歳以上）の割合	44.9%	60%

＊現状値は平成25年度であるため、平成26年度から開始した50歳、60歳、70歳の受診率は記載なし



乳幼児期

この時期のポイント

6か月から7か月くらいになると乳歯が生えてきて、離乳食を始める時期となります。1歳を過ぎると徐々に離乳が完了し、幼児食へ移行します。幼児食へ移行すると、むし歯の原因となる食べ物や飲み物が多く摂取されやすくなるため、むし歯がでやすくなります。

そして、3歳前後には乳歯が生えそろって、噛み合わせが安定し、4、5歳になると永久歯に生え変わり始めます。このような各年齢の特徴を踏まえて歯科健診を実施し、むし歯・不正咬合の有無を確認し、歯みがき・食事の指導を行います。

具体的な取組

担当

- ・ 1歳6か月児と3歳6か月児を対象に歯科健診を実施
- ・ 2歳児を対象に、2歳児歯科相談の中で歯科健診を実施

すくすく子育て課

- ・ 公立保育所で歯科健診を実施

ほいく課

- ・ 2歳から未就学児童を対象に歯科健診、矯正相談、ブラッシング指導、フッ素塗布を実施

大和歯科医師会

学齢期

この時期のポイント

小学校に入学する頃には6歳臼歯^{きゅうし}が生え、10歳から11歳頃には乳歯が全て永久歯に生え変わります。永久歯は一生使う大切な歯なので、これまで以上にむし歯にならないように気をつけなければなりません。また、子どもが自分で歯みがきをするようになると、親のチェックが行き届かなくなり、歯みがきを怠るようになることもあるため、成人における歯周病の予備群ともいえる歯肉の炎症も発生しやすくなります。このような点を踏まえて歯科健診を実施し、子どもが自分で歯みがきや食の習慣を見直すきっかけとなるように促します。

具体的な取組

担当

- ・ 市立小学校（19校）、市立中学校（9校）で歯科健診を実施

保健給食課

成人期

この時期のポイント

小中学生の頃には定期的に歯科健診がありますが、成人になると歯の痛みや食べる時の不自由さを感じるまで歯科医院に行かなくなる人も多くなります。また、自覚症状があるにもかかわらず受診しないと、口腔ケアや治療が遅れてしまいます。

歯を失う大きな原因の一つである歯周病は、むし歯と違って、痛みがないために自分でも気がつかないうちに症状が進行していることがあります。早期治療もちろん大切ですが、日頃からの予防と定期的な歯科健診が重要なので、節目の年齢の方や口腔ケアが特に大事な妊婦を対象に歯科健診を実施することで、かかりつけ医で定期的に歯科健診を受けるように促します。

具体的な取組

担当

新規取組

・妊婦を対象に歯科健診を実施

すくすく子育て課

・40歳、50歳、60歳の市民を対象に歯科健診を実施

健康づくり推進課

高齢期

この時期のポイント

高齢になると、むし歯や歯周病の結果として歯を喪失しやすくなります。歯を失うと、食べ物をうまく噛めずに食事が楽しめなくなったり、歯を支えている骨が退化して、口元にしわができる老人性顔貌になったりします。さらに、低栄養状態を招いたり、誤嚥性肺炎（食べ物やだ液と一緒に、口腔内細菌が気道から肺に入ることによって起こる肺炎）を誘発したりするなど、歯と口腔のみならず、全身の健康に影響を及ぼします。歯の喪失を予防するためには、歯科疾患の早期発見のための定期的な歯科健診が重要であることから、70歳という節目の年齢に歯科健診を実施することで、かかりつけ医で定期的に歯科健診を受けるように促します。

具体的な取組

担当

・70歳の市民を対象に歯科健診を実施

健康づくり推進課

仕上げみがきは いつまですればいいの？

食育・歯及び口腔の健康づくりに関する市民意識調査によると、5歳以下の子どもを持つ親の7割以上がほぼ毎日仕上げみがきをしていると回答しています。ところが、6歳以上になるとその割合が5割以下になってしまいます。

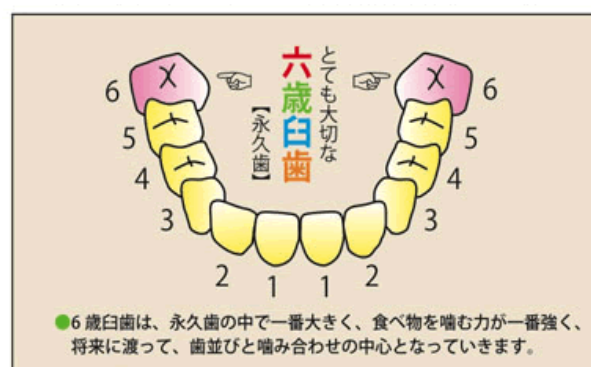
小学校に入学する頃には、6歳臼歯と呼ばれる第1大臼歯が乳歯の奥に生え始め、小学校を卒業する頃には、全ての乳歯が永久歯に生え変わります。奥歯は、咀嚼^{そしやく}をするための大切な働きをする歯ですが、深い溝があるところに歯ブラシが届きにくいいため、みがき残しがしやすい歯といえます。

また、6歳臼歯は、乳歯の奥に出てくるのでみがきにくいというえに、生えてきたことに気がつくのが遅れがちなこともあり、その時にはすでにむし歯になっているということも起こりやすい歯です。

お子さんが小学校に上がった後、徐々に自分で歯みがきをする習慣が身につくように、意識させていくことが大切です。しかし、すぐにきちんとみがけるようになるわけではないので、低学年のうちは、1日に1回は大人の方が仕上げみがきをしてあげましょう。

さて、自分で歯みがきをするようになると、つい歯みがきをさぼることも出てくるものです。それが続くと、歯肉が赤く腫れ、歯ブラシをあてると出血する歯肉炎を生じることがあります。歯肉炎の原因は歯垢（プラーク）ですので、初期であれば適切なブラッシングで治すことができます。

幼児期からかかりつけ歯科医を持ち、定期健診による予防に努め、気になることがあれば早めに歯科医に相談して、早期治療を心がけましょう。



(画像出典 <http://kasahata-shika.com/news0807.htm>)



基本的施策 3

歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障がい者、介護を必要とする高齢者等に係る歯及び口腔の健康づくりの推進

障がい者や要介護者は、自身による口腔ケアや医療機関への受診が困難であることから、歯科疾患に罹患するリスクが高く、また、口腔機能における発達の障がいや口腔機能の低下などの問題を抱えていることも多いため、定期的な歯科健診や必要に応じた歯科診療の受診をできるように支援していきます。

また、支援においては、医療・福祉施設などの社会資源を有効に活用することが重要となることから、近隣他市との広域的連携なども取り入れていきます。

活 動 指 標	現状値	目標値
大和市保健福祉センターにおける障がい児者歯科健診の受診者数	45名	60名
障がい者施設への訪問によって、歯科健診や口腔ケア指導を行った障がい児者数	33名	100名
ケアマネジャーに歯科保健の知識及び市の歯科保健における取組を普及啓発した回数	年に1回	年に1回

具体的な取組	担当
・心身障がい児者を対象に歯科健診を実施 ・障がい者歯科診療所（第二次及び第三次）への送迎費用を助成 ・厚木市にある障がい者歯科診療所（第二次）の運営費を厚木市や座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村と共同負担 充実取組 ・<u>歯科医師や歯科衛生士が、障がい者施設を訪問し、通所者を対象に歯科健診や口腔ケアの指導を実施</u>	障がい福祉課
・ケアマネジャーに歯科保健の知識及び市の歯科保健における取組を普及啓発	介護保険課
・訪問歯科診療の実施 ・介護者へ口腔ケアの方法を指導 ・介護支援事業者やケアマネジャーに歯科口腔保健管理に関する指導、助言を実施	大和歯科医師会

実践しよう！「噛ミング30」

「噛ミング30」とはひとくち30回以上噛むことを目標としたキャッチフレーズです。厚生労働省所管の「歯科保健と食育の在り方に関する検討会」で提唱されました。よく噛むと次のような効果が期待できます。

ひ	「肥満予防」・・・・・・・・満腹中枢が働いて食べ過ぎを防げます
み	「味覚の発達」・・・・・・・・味わうことにより食べ物本来の味がわかります
こ	「言葉の発音がはっきり」・・口まわりの筋肉が発達し、口をしっかりと開けて話せます
の	「脳の発達」・・・・・・・・脳細胞の働きを活発にします
歯	「歯の病気を防ぐ」・・・・・・・・だ液がたくさん出て、口の中をきれいにします
が	「がん予防」・・・・・・・・だ液には、発がん物質の発がん作用を消す働きがあります
い	「胃腸の働きを促進」・・・・消化酵素がたくさん出て消化を助けます
ぜ	「全身の体力向上と全力投球」・・歯をくいしばることで力がわきます

これらの噛む効用は、頭文字を取って、「ひみこの歯がいーぜ」という標語になっています。

食育・歯及び口腔の健康づくりに関する市民意識調査の結果によると、ひとくち30回以上噛んでいる人の割合は10%にも満たない状況です。どうしてでしょうか。

次のことをチェックしてみましょう。

①あまり噛まなくても飲み込めるものばかり食べていませんか？

現在は食べやすく工夫された食べ物がたくさんあります。細かく刻まれたもの、とろみがついているものなど飲み込みやすいものばかり食べていませんか？普段の生活で噛まなくなると、噛む力が元々あったとしても、本当に噛めなくなってしまう。

②飲み物で食べ物を流し込んでいませんか？

飲み物で流し込むと、噛まなくても飲み込めてしまうので噛まなくなってしまう。

③一人で食事していませんか？

一人で食べていると、早く済ませようとするので食事の時間が短くなり、あまり噛まなくなってしまう。誰かと食べると食事をゆっくり楽しむことができるので、よく噛んで味わうことにもつながります。

何かと忙しく、いろいろな食べ物があふれる現代だからこそ、食事をおろそかにしないでゆっくり味わう食べ方、「噛ミング30」を実践しましょう。

出典：8020 推進財団 噛む8大効用

基本的施策 4

口腔がん対策

口腔がんは、40歳以上の、特に男性で多く発症しており、喫煙や飲酒、慢性的な口腔内への刺激などが要因とされています。口腔がんの治療は、そのほとんどが手術治療であり、進行がんであった場合には切除する部分が広範囲となるため、口そのものや口腔機能の大半が失われることにもなります。

このように、口腔がんは、呼吸する、食べる、話すといった生命活動や生活の質に深く結びつく口腔の働きを大きく妨げ、健康で快適な生活を送るうえでの大きな障がいとなる場合もあることから、早期発見、早期治療のための取組を推進していきます。

活 動 指 標	現状値	目標値
口腔がん検診の受診者数	62名	100名

具体的な取組	担当
新規取組 ・ <u>口腔がんに関する意識を啓発</u> 充実取組 ・ <u>大和歯科医師会による口腔がん検診の実施を支援</u>	健康づくり推進課

喫煙が歯と口腔の健康に及ぼす影響

タバコが身体の健康に影響を及ぼすことはよく知られていますが、歯と口腔の健康にも影響を及ぼすことは実はあまり知られていません。食育・歯及び口腔の健康づくりに関する市民意識調査の結果によると、喫煙がむし歯や歯周病に悪影響を及ぼすことを知っている人は半数に満たない状況となっています。

喫煙は歯周病の危険因子の一つといわれていますが、具体的に口腔にどのような影響があるのでしょうか。

タバコに含まれる有害物質には強力な血管収縮作用があり、歯周病の症状である出血を隠してしまうため、気がつかないうちに歯周病が進行します。また、身体の免疫機能を著しく低下させてしまうため、歯周病は悪化し、治療しても治りにくくなります。

また、喫煙は全ての口腔がんの原因の約80%を占めており、禁煙することで、口腔がんは予防できるといわれています。喫煙の習慣がある国では全てのがんに占める口腔がんの割合も高くなっています。

WHO（世界保健機関）は禁煙を推進するために、5月31日を「世界禁煙デー」としています。また、18の医科・歯科学会で構成される禁煙推進学術ネットワークは、「22」を白鳥（スワン：吸わん）が2羽、寄り添う姿と重ね合わせ、毎月22日を「禁煙の日」と制定しました。本市においても毎月22日の「スワンスワンの日」には来庁者に館内放送で普及啓発を行っています。

口腔は身体の中で最初に直接的に喫煙の被害を受ける部分です。禁煙は自身や周囲の人の健康につながります。1日も早く禁煙にチャレンジしましょう。



▲非喫煙者の口腔



▲喫煙者の口腔

タバコを吸う人と吸わない人とでは口腔状態がこんなにも違います！

（画像出典：日本歯周病学会パンフレット「歯周病と禁煙チャレンジ」）

基本的施策 5

歯及び口腔の健康づくりに取り組む人材の育成

歯及び口腔の健康づくりに携わる保健師や管理栄養士、歯科衛生士などの市職員の資質の向上を図ることはもとより、市民が生涯にわたり歯と口腔の健康づくりを自主的に取り組んでいけるよう、知識と経験を有するボランティアの育成などを行っていきます。

具体的には、職員を対象とした歯科口腔保健に係る研修の実施や外部研修会などへの積極的な参加を促すほか、８０２０運動推進員活動の支援、介護・福祉施設等で口腔ケアに従事する職員への適切な情報提供等による人材育成支援を行います。

活 動 指 標	現状値	目標値
８０２０運動推進員が普及啓発活動を行った市民の人数	6, 261人	25, 000人

具体的な取組	担当
・大和歯科医師会による、幼稚園（年間２園）の教諭を対象に、歯科医師、歯科衛生士が行うブラッシング指導の実施を支援	すくすく子育て課
- 健康普及員、食生活改善推進員を神奈川県が実施する８０２０運動推進員養成研修の参加者に推薦 - 食生活改善推進員養成講座の中で歯科保健に関する講習を実施	健康づくり推進課
新規取組 ８０２０運動推進員の活動を支援 - 地域住民の交流の場に歯科衛生士を派遣し、意識啓発を促進	
- 介護予防サポーターを神奈川県が実施する８０２０運動推進員養成研修の参加者に推薦 - 介護予防サポーター講座で、歯科医師、歯科衛生士が口腔ケアの講義と実技指導を実施	高齢福祉課
・障がい者施設職員を対象に、歯科医師等による歯科健診受診の際の対応についての助言や口腔ケア指導を実施	障がい福祉課
８０２０運動推進員の養成・育成講座を実施 - 地域保健に携わる者の知識・技術の向上、連携促進のための研修を実施 - 市や保健福祉事務所等の地域歯科保健業務に従事する歯科衛生士が、適切に歯科保健業務を行うことができるように育成	厚木保健福祉事務所 大和センター

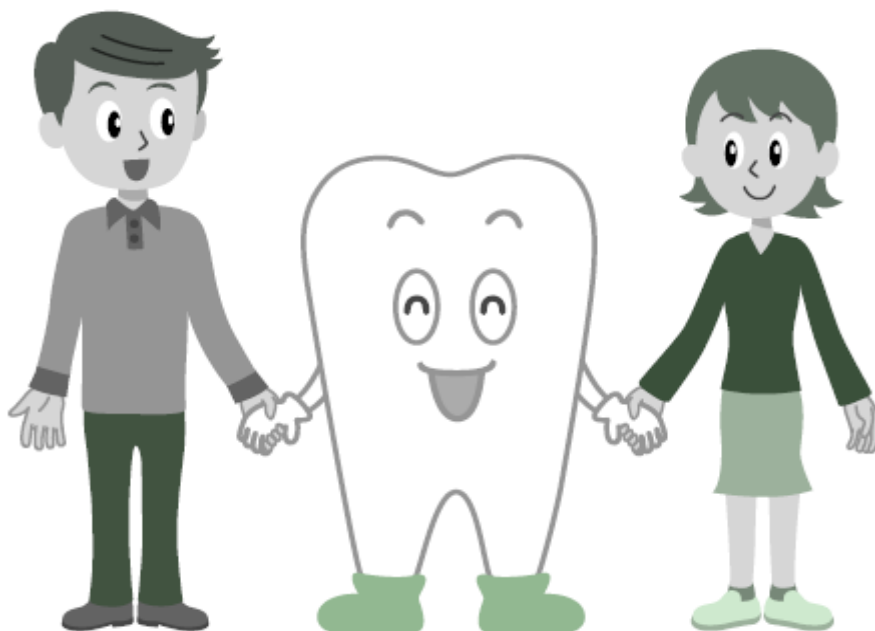
基本的施策 6

その他歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な施策

基本的施策1から5以外で歯及び口腔の健康づくりを推進させる取組を実施します。

また、近年、大規模災害による避難所での生活の中で、歯及び口腔の衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎の発症などが確認されており、平常時のみならず災害時における歯科口腔保健の取組の重要性も指摘されていることから、引き続き実効性のある対策を検討します。

具体的な取組	担当課
・ 大和歯科医師会による休日歯科診療所の運営を支援 ・ 歯科口腔に係わる市民の健康状態やニーズの把握、計画評価のためのアンケートを実施 充実取組 ・ <u>大和歯科医師会との定例会及び神奈川県歯科衛生士会等との情報交換会等を開催</u>	健康づくり推進課
・ 難抜歯などの高次歯科医療を提供	大和市立病院



附属資料



大和市民の現状

食育・歯及び口腔の健康づくりに関する市民意識調査結果（概要）

その他

評価指標と目標値の考え方

計画策定の経過

用語解説

歯科口腔保健の推進に関する法律

神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例

大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例

【大和市民の現状】

・食育・歯及び口腔の健康づくりに関する市民意識調査結果（概要）

（１）調査設計

調査地域：大和市全域

調査対象：大和市に居住する 16 歳以上の男女

標 本 数：2,500 人

抽出方法：住民基本台帳にもとづく単純無作為抽出

回 収 数：945 人（有効回収率：37.8%）

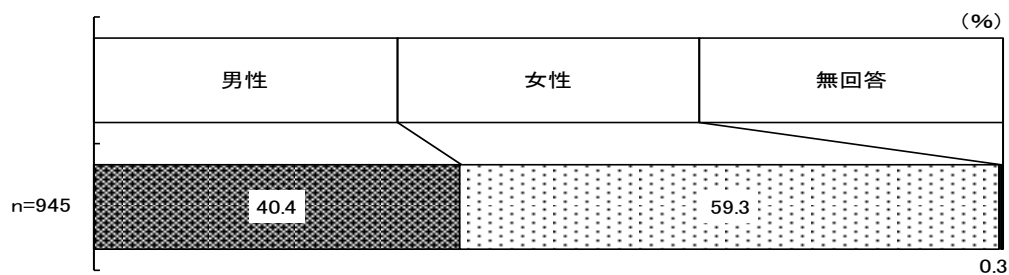
調査方法：郵送調査法

調査時期：平成 26 年 5 月下旬～6 月上旬

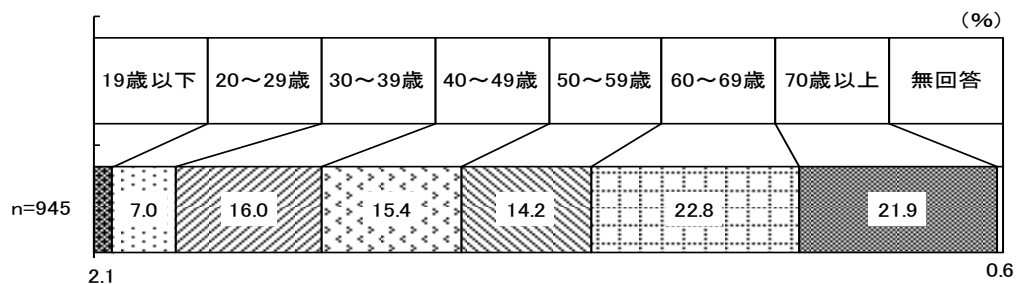
（２）調査結果

●回答者の属性

[性 別]



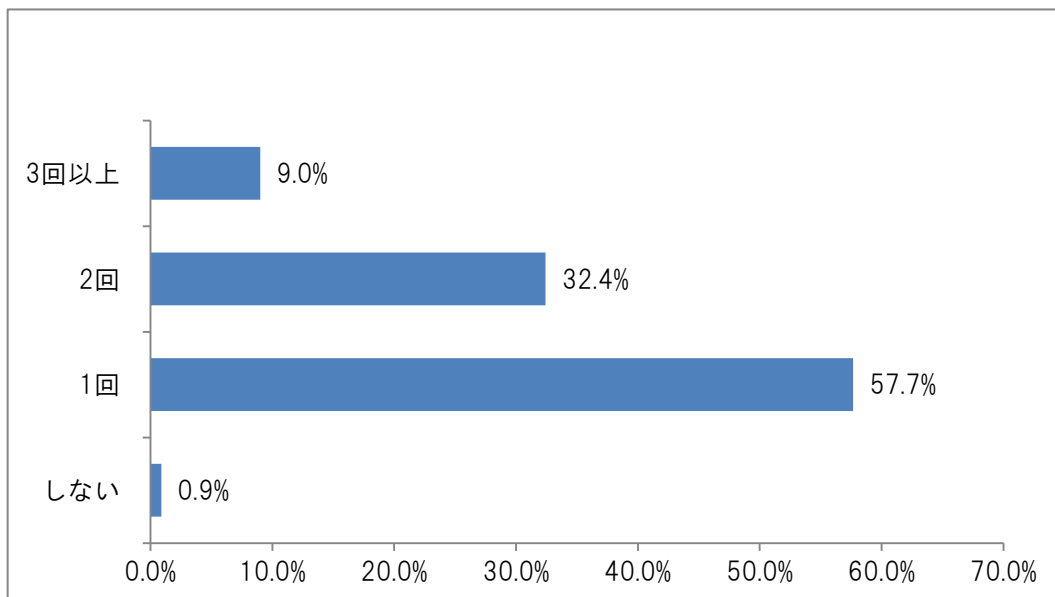
[年 齢]



（３）主な結果（抜粋）

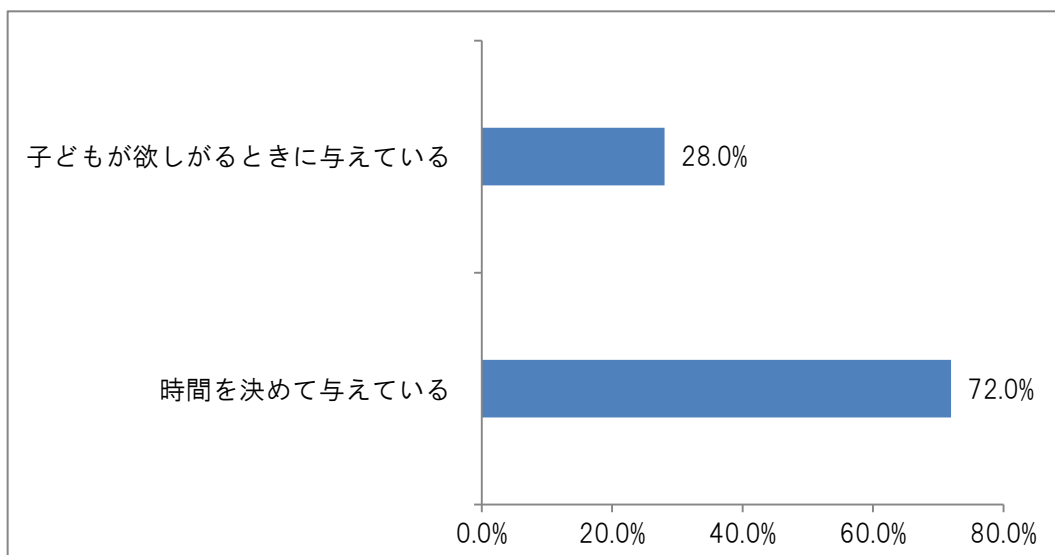
＜乳幼児期の子どもの間食について＞

■設問：間食の回数は何回ですか（１歳～５歳）



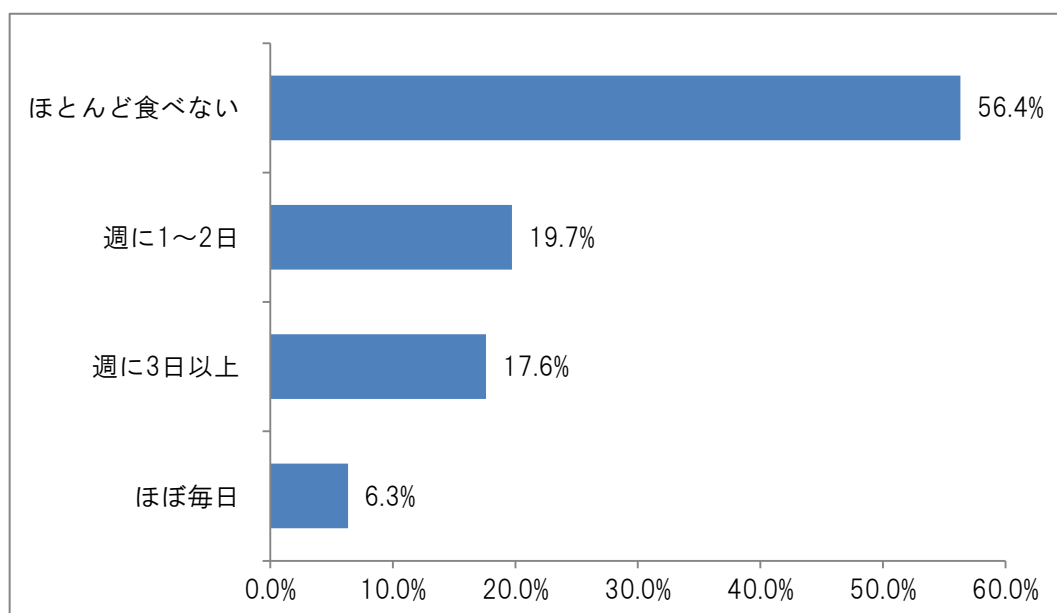
乳幼児期は胃が小さく、３度の食事だけでは必要な栄養がとりきれないので、それを補うために、おにぎり、ふかし芋、ヨーグルト、果物等の間食が必要です。子どもにもよりますが、一般的には１回から２回が適当です。

■設問：間食のタイミングはいつですか（１歳～５歳）



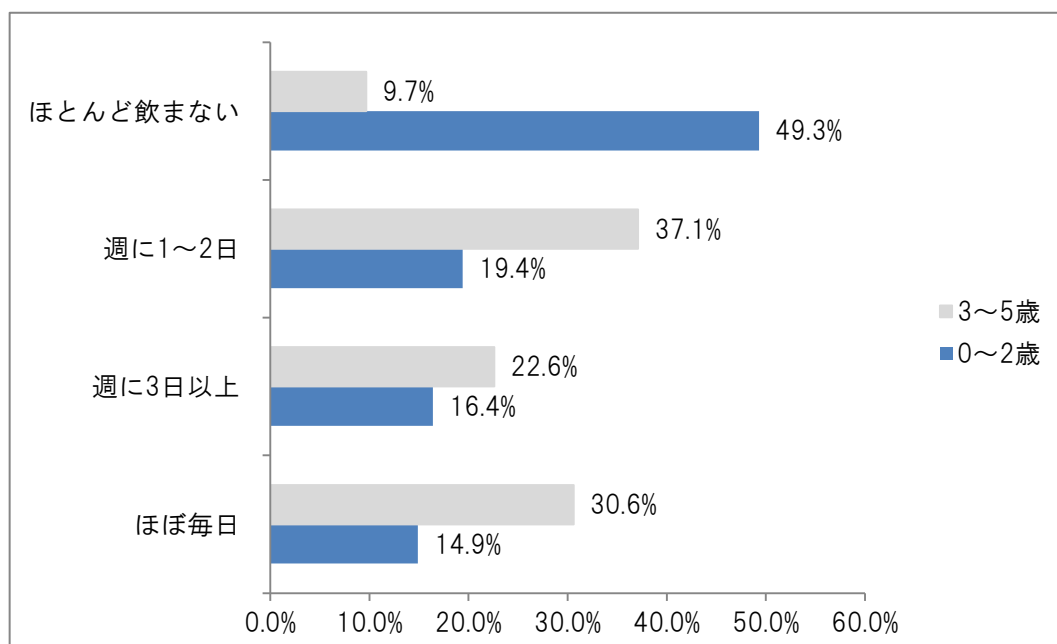
時間を決めずに子どもが欲しがるときに与えていると、ダラダラ食べにつながり、口の中が長時間食べ物による酸や菌にさらされることになります。

■設問：あめ、キャラメルなど口の中に長くとどまる菓子をどのくらい食べますか（1歳～5歳）



口の中に長くとどまる菓子を頻繁に食べると、ダラダラ食べと同じく、口の中が長時間食べ物による酸や菌にさらされることになります。

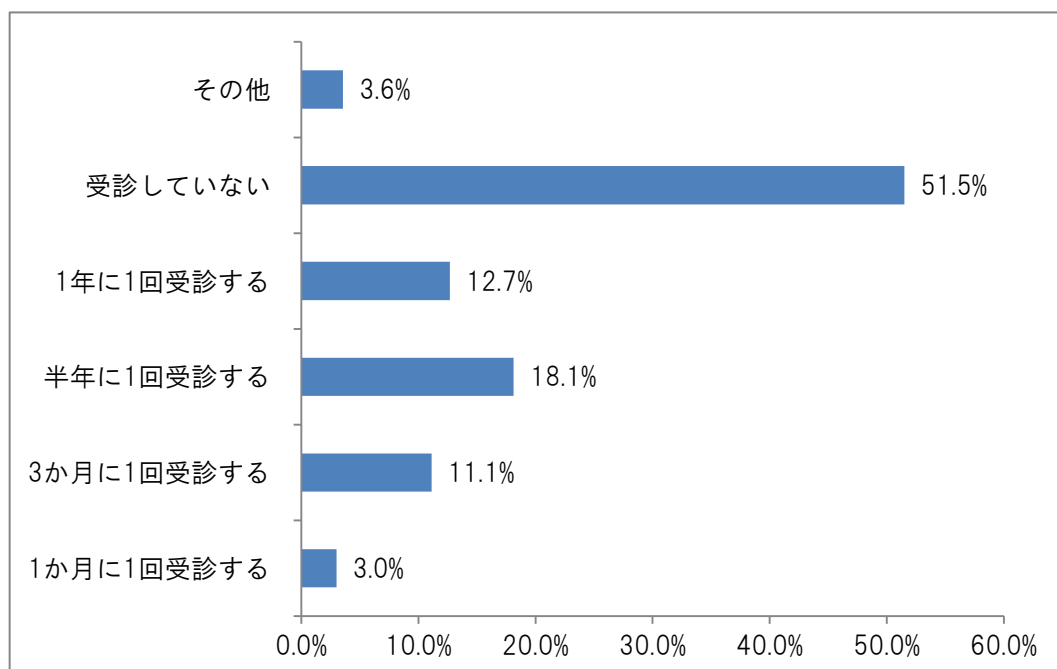
■設問：ジュース、イオン飲料、乳酸菌飲料などの飲み物はどのくらい飲みますか（0歳～5歳）



0歳～2歳ではほとんど飲まない子どもが半数近いのに比べ、3歳～5歳になると1割近くまで減少します。

< 20歳以上で、健診目的で定期的に歯科医院を受診している人の割合 >

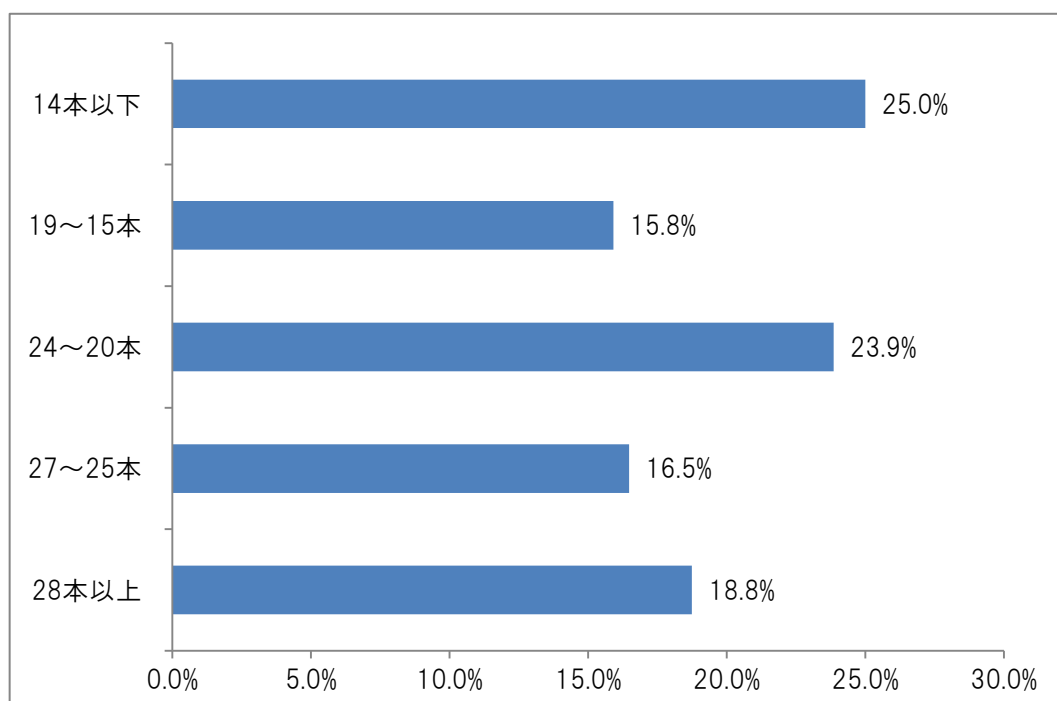
■設問：健診目的で定期的に歯科医院を受診していますか



半数以上の人々が定期的に歯科医院を受診していません。

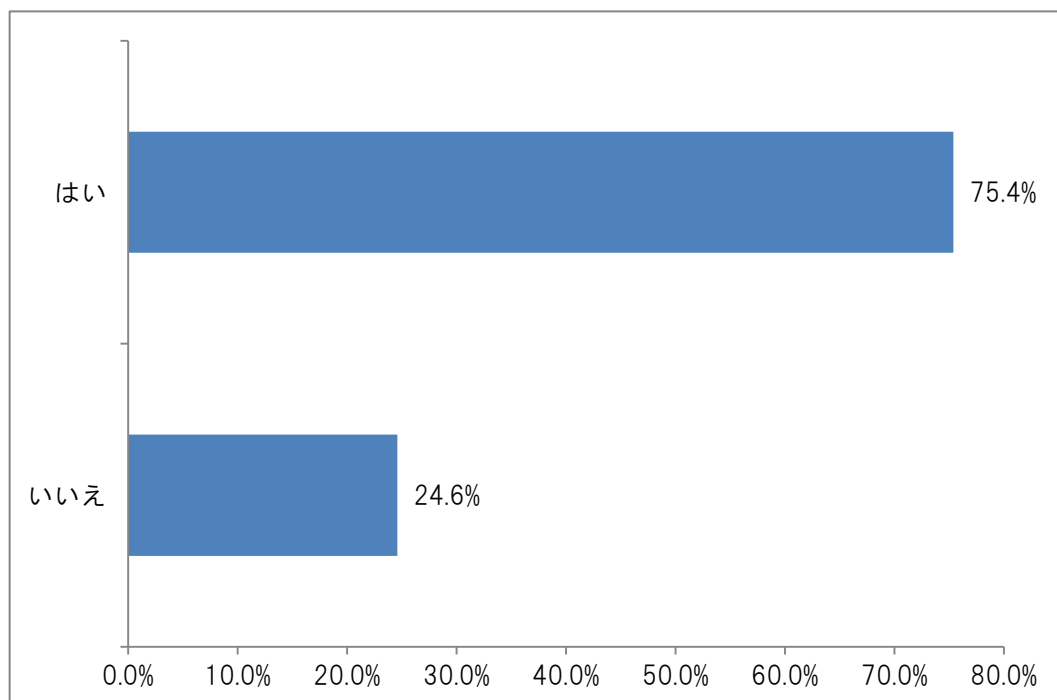
< 70歳以上の市民の歯及び口腔の状況 >

■設問：自分の歯は現在何本ありますか



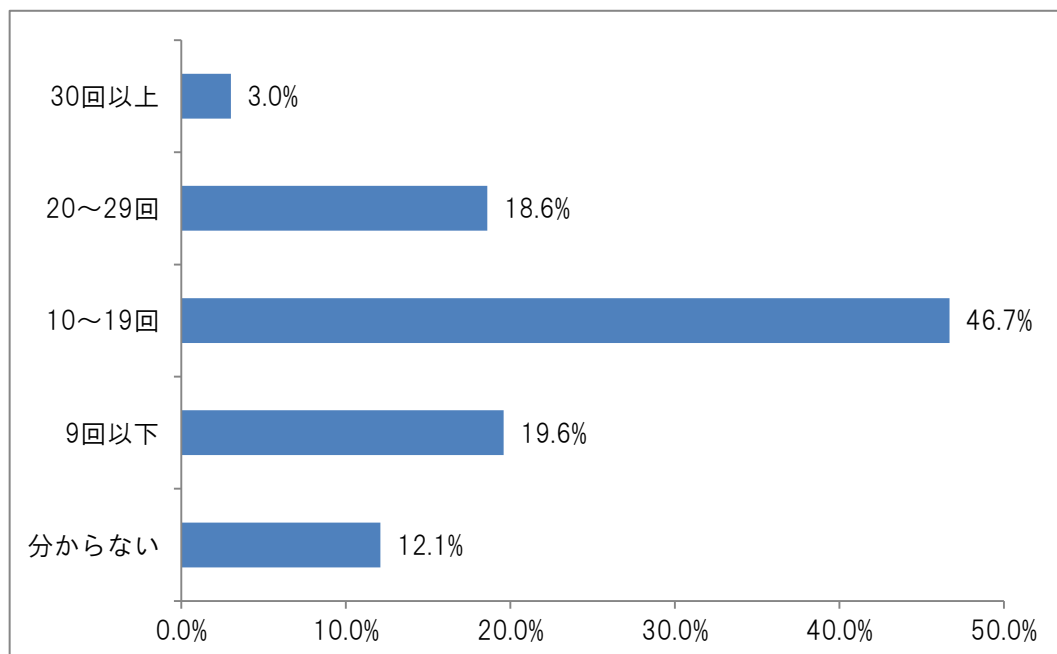
歯が全部ある（28本以上）人は20%未満であり、20本未満の人は40%を超えています。

■設問：なんでもよく噛んで食べることができますか



よく噛んで食べることができない人が2割を超えています。

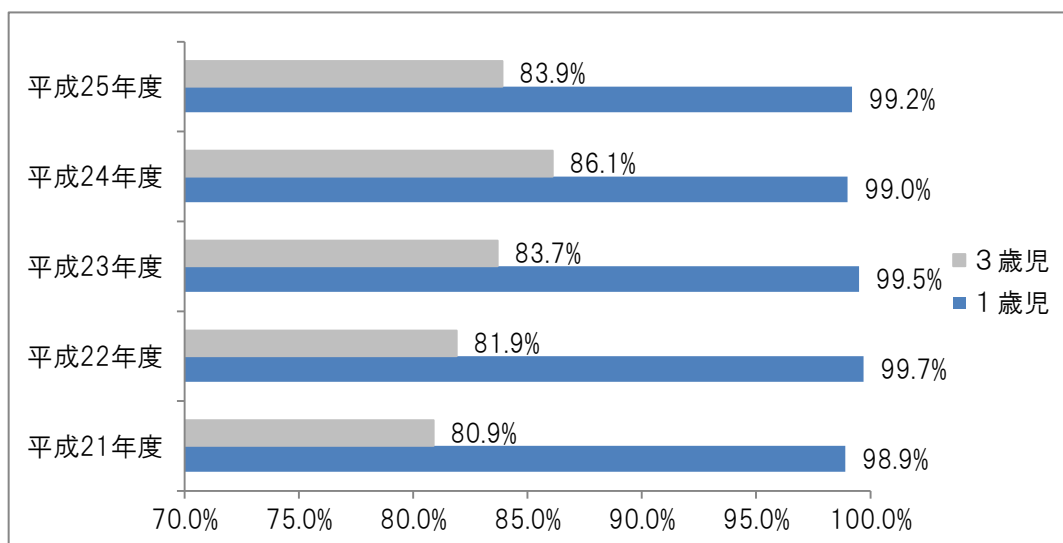
■設問：食べ物（ごはん）を飲み込むまでに何回噛みますか



「噛ミング30」というキャッチフレーズもあるように、30回以上噛むことが望ましいですが、10回から19回の人が多い状況です。

・その他

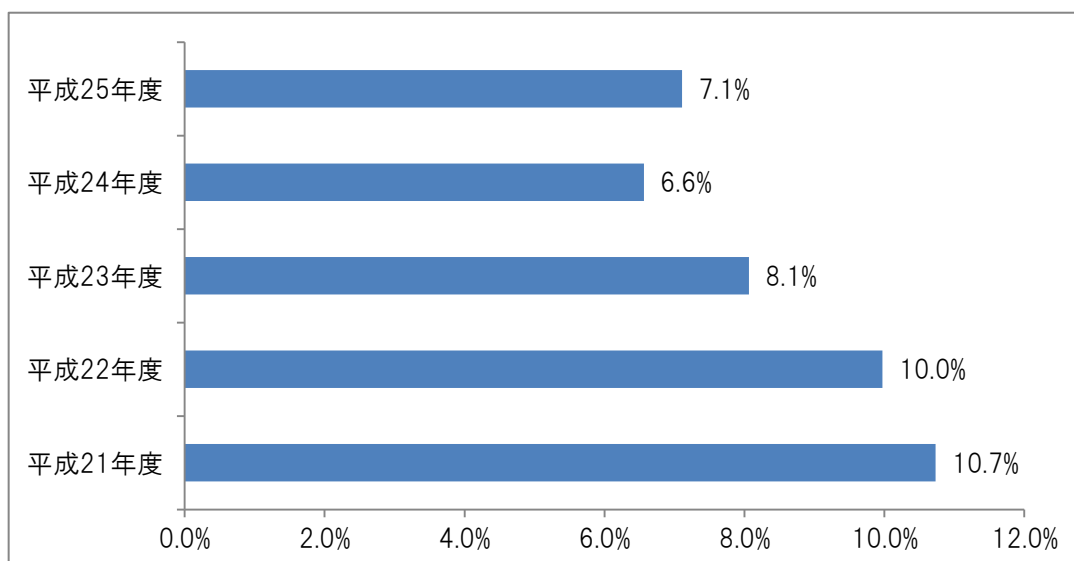
＜う蝕がない子どもの割合＞



(1歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査(歯科)データ)

平成25年度の歯科健康診査の結果によれば、1歳児でう蝕がない子の割合は99%を超えますが、3歳児になると上のグラフのとおり、80%近くに減少します。

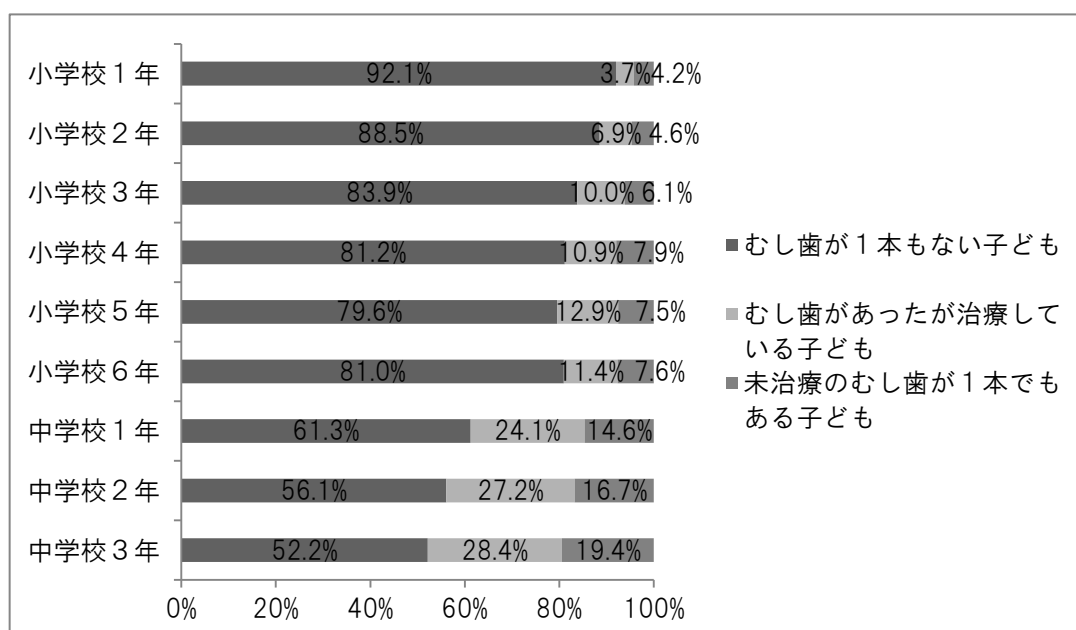
＜3歳6か月児の不正咬合者の割合＞



(3歳6か月児健康診査(歯科)データ)

健全な口腔機能の獲得のためには、正しくよく噛んで食べることが重要です。正しく噛めない理由の一つに不正咬合があります。平成21年度から減少傾向にありましたが、平成25年度に微増しています。

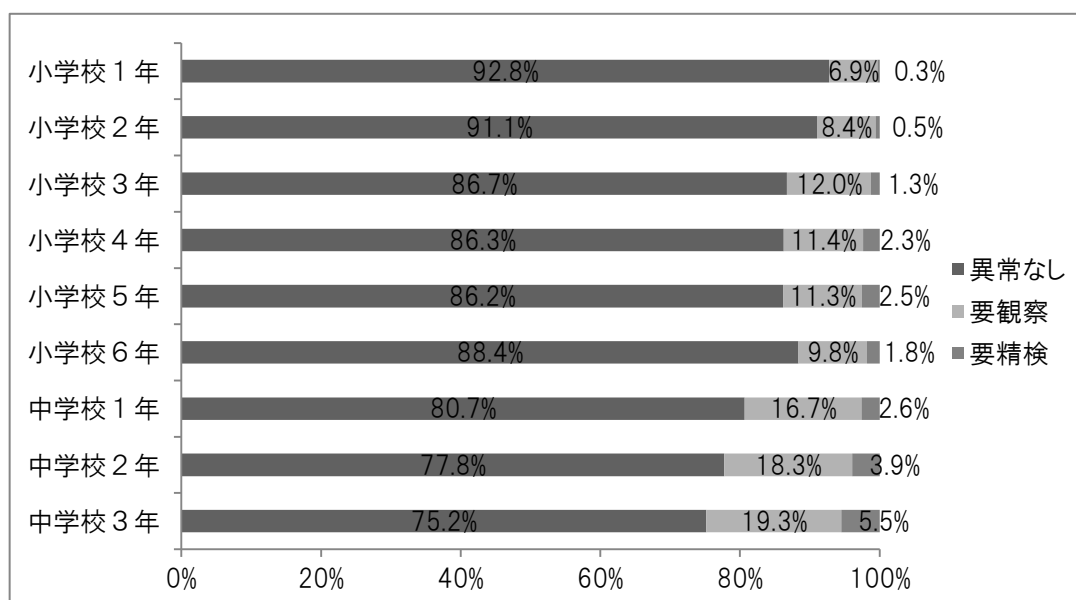
<小中学生の永久歯についてのう蝕罹患状況>



(平成25年度定期健康診断)

未治療の歯がある子どもの割合は、学年が上がるほど増えています。特に小学生から中学生に上がるときに約2倍になります。

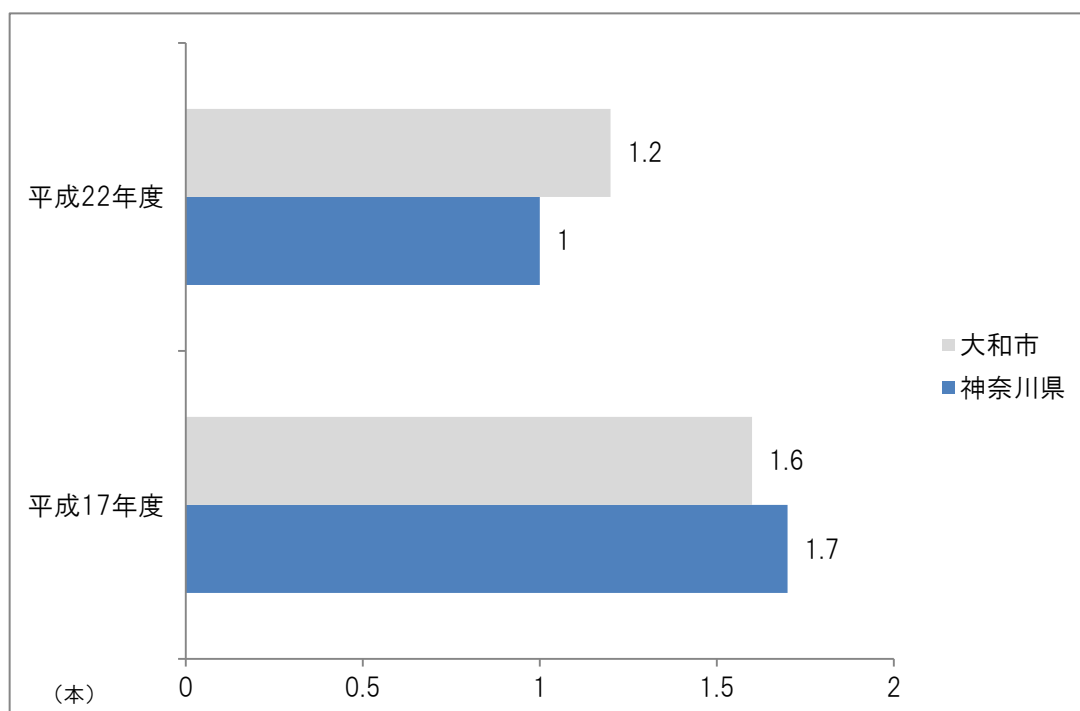
<小中学生の歯周疾患罹患状況>



(平成25年度定期健康診断)

う蝕の状況と同じく、学年が上がるにつれて要観察者と要精検者は増加する傾向にあり、中学校3年生では小学校6年生の2倍以上になります。

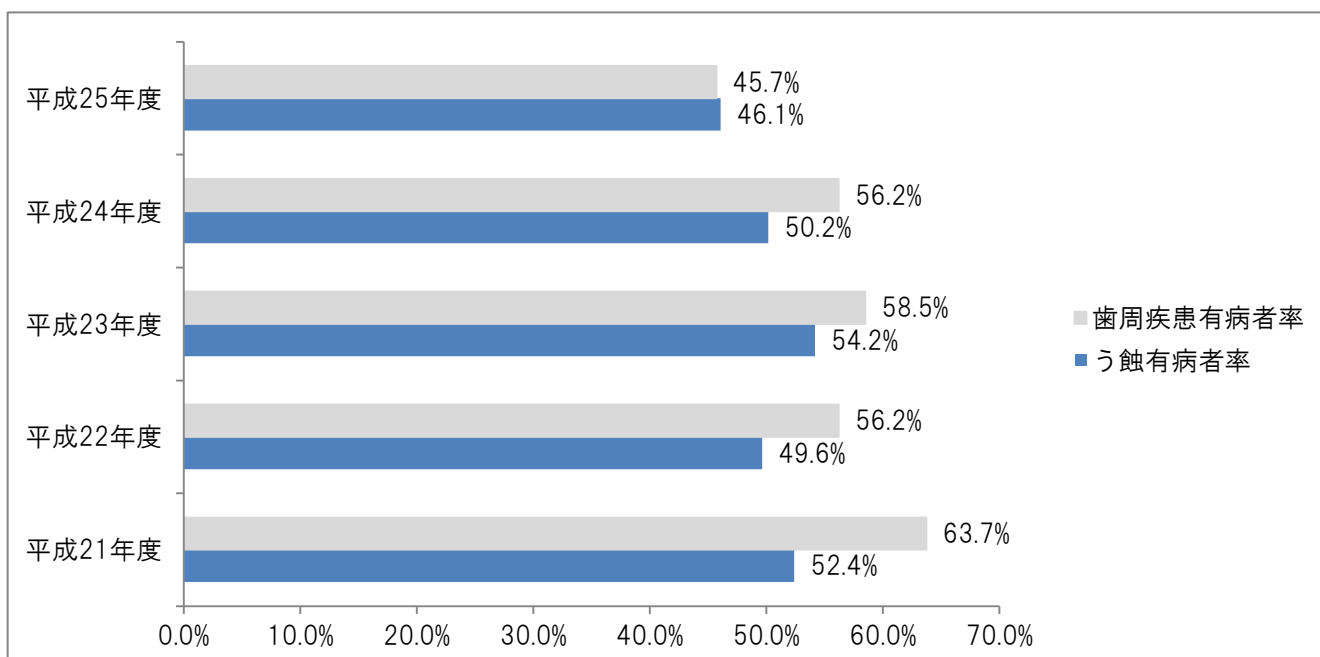
<神奈川県と大和市の12歳児の1人あたり平均むし歯数の比較>



(神奈川県12歳児学校歯科健康診査結果調査)

平成17年度は大和市の方が神奈川県より少ないですが、平成22年度には神奈川県の方が大和市より少なくなっています。

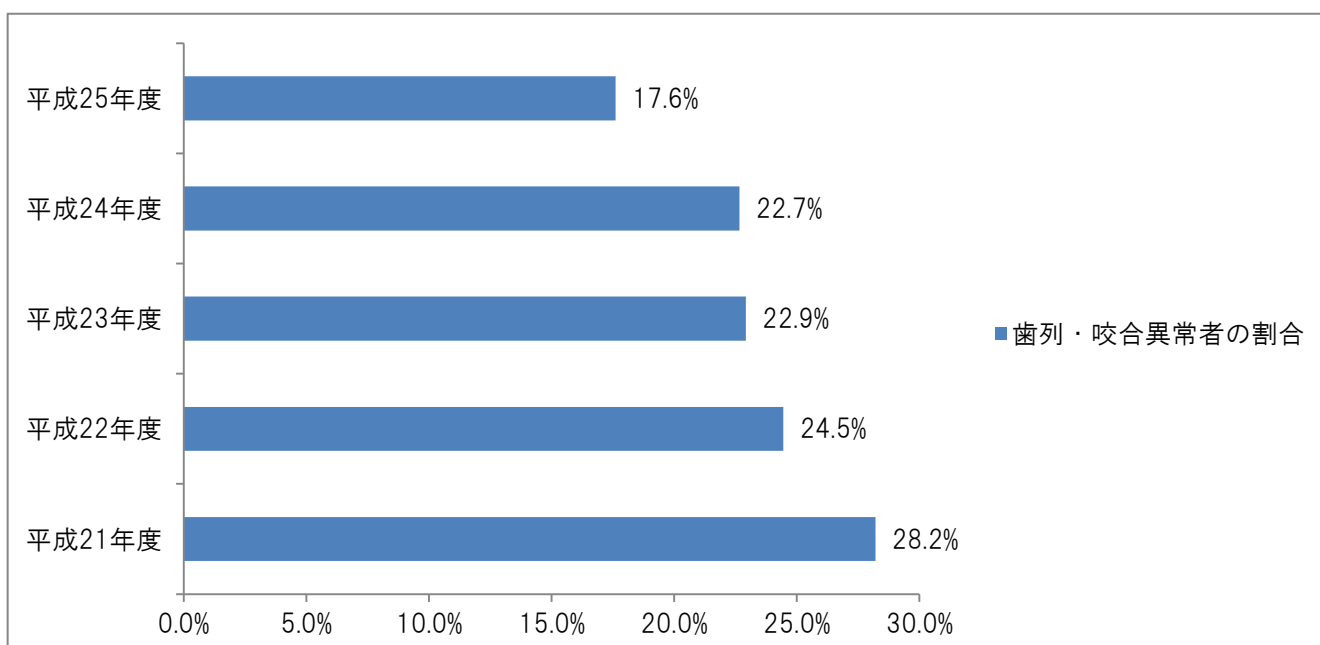
<成人のう蝕有病者率と歯周疾患有病者率>



(大和市成人歯科健康診査(40歳対象))

受診者の半数近い人に、う蝕や歯周病があります。

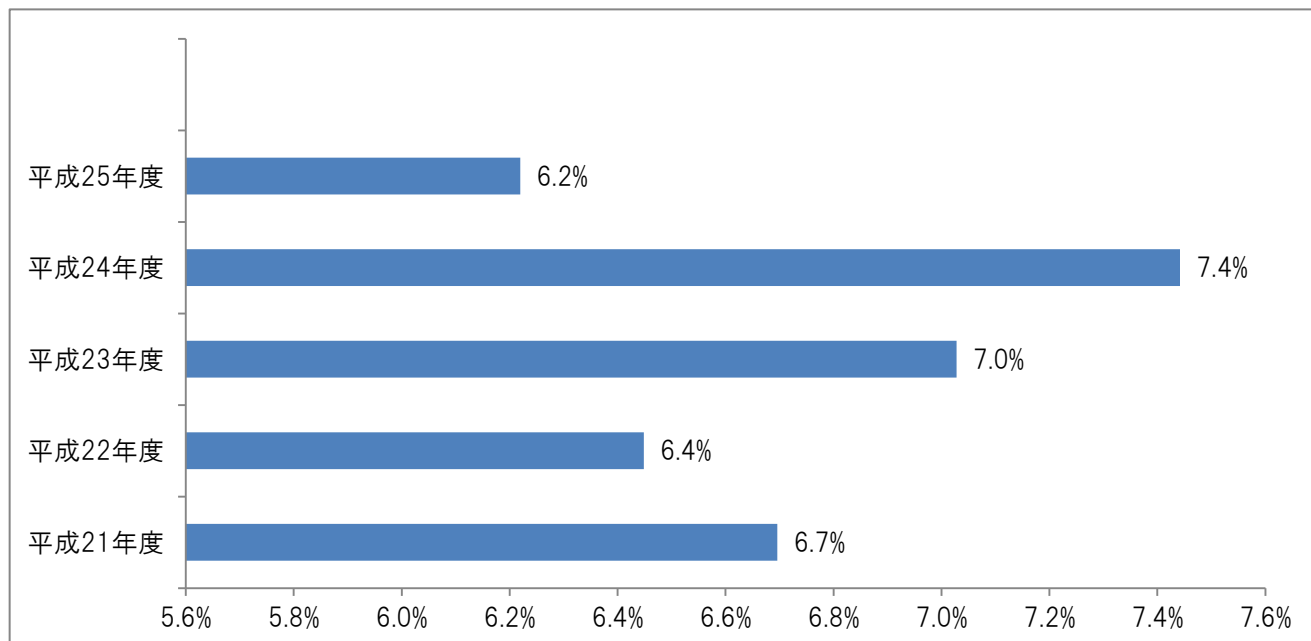
<成人の歯列・咬合異常者の割合>



(大和市成人歯科健康診査(40歳対象))

歯列・咬合異常者の割合は少しずつですが、減少傾向にあります。

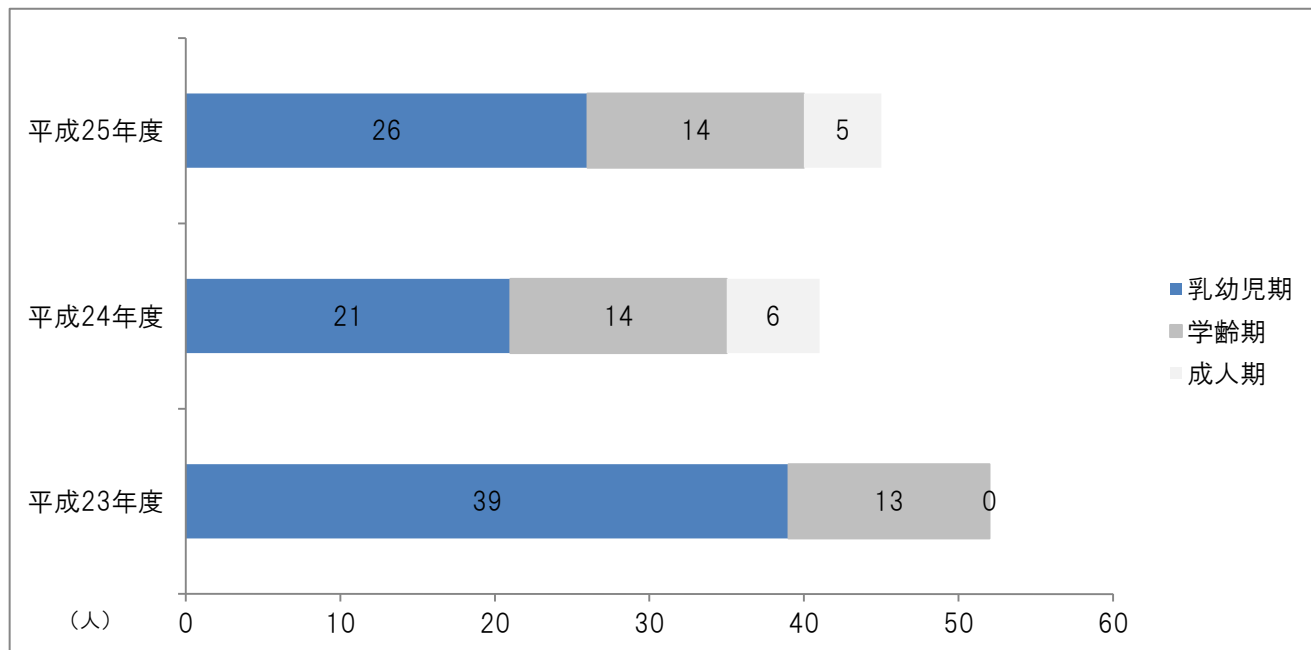
＜大和市成人歯科健康診査（４０歳）の受診率＞



（大和市成人歯科健康診査（４０歳対象））

歯科健診を受診できる機会があっても、受診率は毎年１０％を下回っている状況です。平成２５年度までは４０歳の市民のみを対象としていましたが、平成２６年度から５０歳、６０歳、７０歳の市民も健診の対象としました。

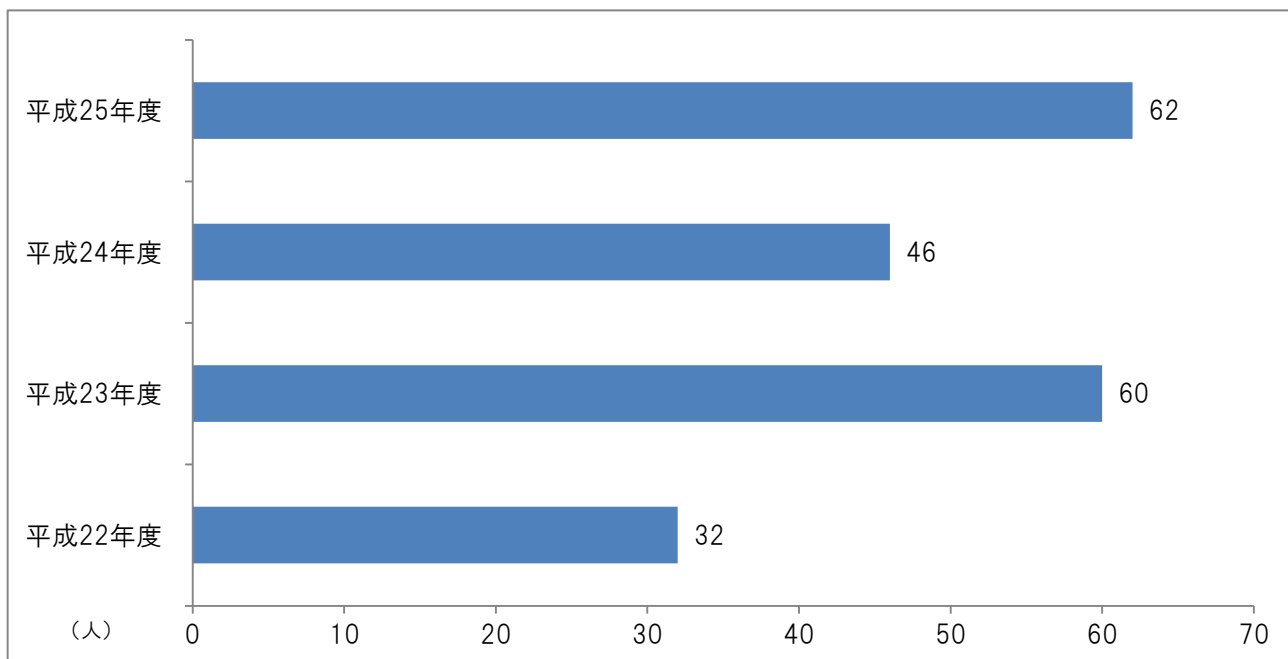
＜障がい児者歯科健診の受診者数の推移＞



（大和市障がい児者歯科健診）

大和市保健福祉センターで毎月１回実施している障がい児者を対象とした歯科健診は、受診者の大半を乳幼児期や学齢期の子どもが占めています。

<口腔がん検診受診者数（大和市分）>



（大和歯科医師会口腔がん検診結果）

平成24年度は減少していますが、定員の拡大により増加傾向にあります。平成27年度には定員を135名に拡大する予定です（定員には綾瀬市民も含まれます）。

【評価指標と目標値の考え方】

基本目標の評価指標（目標年度は平成 30 年度）

区分	評価指標	データ根拠	現状値	目標値	目標値の考え方
基本目標（１） 歯科疾患の予防	3 歳児でう蝕のない者の増加	3 歳 6 か月児健康診査で、う蝕なしと判定された者の割合	83.9% （平成 25 年度）	95%	過去 5 年間（平成 21 年～25 年）のデータでは概ね 80%台前半で推移しており、県の現状値である 82.5%とほぼ同じであるため、県の目標値と同様の値とします。
	中学校 1 年生でう蝕のない者	市立中学校で実施する定期健康診査で、う蝕がないと判定された中学校 1 年生の割合	61.2% （平成 25 年度）	70%	大和市の現状値は、国（54.6%）や県（61%）とほぼ同様であること、過去 3 年間（平成 23 年～25 年）のデータでは微増傾向にあること、大和市の目標達成年度は国（65%）や県（75%）よりも早いこと及び実現可能性を考慮して、70%を目標とします。
	中学校 1 年生の一人平均むし歯数の減少	神奈川県 12 歳児学校歯科健康診査結果調査における一人平均むし歯数	1.2 本 （平成 22 年度）	1 本未満	神奈川県で一人平均むし歯数が 1 本未満の圏域を増やすことを目標としているため、1 本未満にすることを目標とします。
	小学生で歯肉に炎症所見を有する者の減少	市立小学校で実施する定期健康診査で、歯肉に炎症所見を有すると判定された者の割合	11.4% （平成 25 年度）	10%	過去 3 年（平成 23 年～25 年）のデータでは増加傾向にありますが平成 27 年度から小学生を対象にブラッシング指導を始めることを考慮し、微減の 10%を目標とします。
	中学生で歯肉に炎症所見を有する者の減少	市立中学校で実施する定期健康診査で、歯肉に炎症所見を有すると判定された者の割合	22.2% （平成 25 年度）	20%	過去 3 年（平成 23 年～25 年）のデータは 20%代前半で推移しており、大幅な減少傾向にはないことから、実現可能性を踏まえて、20%を目標とします。
	40 歳でう蝕を有する者の減少	成人歯科健康診査において、う蝕を有すると判定された者（40 歳）の割合	46.1% （平成 25 年度）	30%	過去 5 年（平成 21 年～25 年）のデータでは、40%代後半から 50%代前半で推移しており、国（40.3%）や県（39.8%）より高い状況です。また、大和市の目標達成年度は国や県よりも早いいため、目標とする減少幅を国や県の約半分として、30%を目標とします。
	60 歳でう蝕を有する者の減少	成人歯科健康診査において、う蝕を有すると判定された者（60 歳）の割合	現状値なし	30%	60 歳については、現状値がないため、国（37.6%）と県（31.1%）の現状値を参考に、40 歳と同じ目標値とします。

区分	評価指標	データ根拠	現状値	目標値	目標値の考え方
基本目標（１） 歯科疾患の予防	40 歳で歯周疾患を有する者の減少	成人歯科健康診査において、歯周疾患を有すると判定された者（40 歳）の割合	45.7% （平成 25 年度）	35%	過去 5 年（平成 21 年～25 年）のデータでは、50%代後半から 60%代前半で推移していますが、平成 25 年に 40%代へと減少しています。国や県では「進行した歯周炎を有する者の割合」を指標としていることから、その現状値は大和市より低い。ため、大和市の近年の傾向と国や県が目標とする減少幅（約 12%）を参考に、35%を目標とします。
	60 歳で歯周疾患を有する者の割合	成人歯科健康診査において、歯周疾患を有すると判定された者（60 歳）の割合	現状値なし	65%	60 歳については現状値がないため、国（54.7%）と県（74.3%）の現状値を参考に、県と同じ目標値とします。
	40 歳で喪失歯がない者の増加	市民意識調査で、歯が 28 本以上あると回答した市民（40 歳）の割合	66.7% （平成 25 年度）	75%	国や県では過去のデータを基に、目標とする増加幅を約 20%としています。一方、大和市については、現状値が国や県よりも高いこと、目標達成年度が国や県よりも早いこと及び実現可能性を考慮して、増加幅を約 10%とし、75%を目標とします。
	60 歳で 25 歯以上の自分の歯を有する者の増加	市民意識調査で、歯が 25 本以上あると回答した市民（55～64 歳）の割合	53.4% （平成 25 年）	60%	残存歯数を国や県より多い 25 本と設定しているため、現状値が国や県よりも低くなっています。このことと、大和市の目標達成年度が国や県よりも早いこと及び実現可能性を考慮して、国や県では目標とする増加幅を 10%で見込んでいますが、目標値を 60%とします。
	80 歳で 20 歯以上の自分の歯を有する者の増加	市民意識調査で、歯が 20 本以上あると回答した市民（75～84 歳）の割合	57.4% （平成 25 年度）	65%	大和市の現状値は国（25%）や県（34.6%）を大幅に上回っていることから、県の目標値と同様の 65%とします。
基本目標（２） 口腔機能の獲得及び維持・向上	3 歳児で不正咬合等が認められる者の減少	3 歳 6 か月児健康診査で、不正咬合等が認められる者の割合	7.1% （平成 25 年度）	5%	大和市の現状値は国（12.3%）や県（14%）より低く、過去 5 年間（平成 21 年～25 年）では微減傾向にありましたが、直近では 6.6%から 7.1%と増加しています。直近のデータに若干のバラつきはあるものの、長期的に緩やかな減少傾向にあることを踏まえて、5%を目標とします。
	40 歳で歯列・咬合に異常がある者の減少	成人歯科健康診査で、歯列・咬合に異常があると判定された者（40 歳）の割合	17.6% （平成 25 年度）	15%	過去 5 年（平成 21 年～25 年）のデータでは、20%代で推移していますが、平成 25 年に 17.6%に減少しています。過去の推移と実現可能性を踏まえて、15%を目標とします。
	60 歳代における咀嚼良好者の増加	市民意識調査で、なんでもよく噛んで食べることができると回答した者（60 歳代）の割合	60.9% （平成 25 年度）	70%	大和市の現状値は国や県に比べると約 10%低いことと、国や県が目標としている増加幅約 10%を踏まえて、70%を目標とします。
	70 歳代における咀嚼良好者の増加	市民意識調査で、なんでもよく噛んで食べることができると回答した者（70 歳以上）の割合	75.4% （平成 25 年度）	80%	大和市の 70 歳代の現状値は 60 歳代に比べて高いため、国や県の 60 歳代の目標値と同様の 80%とします。

基本的施策の活動指標（目標年度は平成 30 年度）

区分	活動指標	データ根拠	現状値	目標値	目標値の考え方
基本的施策 (1) 情報収集及び提供	1 歳 6 か月児歯科健康診査の受診率	1 歳 6 か月児歯科健康診査の受診率	90.9% (平成 25 年度)	100%	幼児の発達・発育状況を診るために重要であるため、すべての子どもが受診することを目標とします。
	3 歳 6 か月児健康診査(歯科)の受診率	3 歳 6 か月児健康診査(歯科)の受診率	93.3% (平成 25 年度)	100%	幼児の発達・発育状況を診るために重要であるため、すべての子どもが受診することを目標とします。
	市立小学校でのブラッシング指導教室への参加児童数	市立小学校でのブラッシング指導教室への参加児童数	現状値なし	7,500 人 (累積)	毎年、1 学年への実施を予定しており、現在の 1 年生と 2 年生の人数から 1 学年の平均人数を出し、計画期間の 4 年間を乗じて算出しました。
	成人を対象とした歯科健康教育への参加者数	歯をテーマに成人を対象とした歯科健康教育への参加者数	150 人 (平成 25 年度)	200 人	過去の実績から、200 人を目標とします。
	一次予防事業の口腔セミナー等への参加者数	一次予防事業の口腔セミナー等への参加者数	30 人 (平成 25 年度)	40 人	過去の実績から、40 人を目標とします。
基本的施策 (2) 歯科健康診査の実施	1 歳 6 か月児歯科健康診査の受診率(再掲)	1 歳 6 か月児歯科健康診査の受診率	90.9% (平成 25 年度)	100%	幼児の発達・発育状況を診るために重要であるため、すべての子どもが受診することを目標とします。
	3 歳 6 か月児健康診査(歯科)の受診率(再掲)	3 歳 6 か月児健康診査(歯科)の受診率	93.3% (平成 25 年度)	100%	幼児の発達・発育状況を診るために重要であるため、すべての子どもが受診することを目標とします。
	市立小学校における歯科健診実施校数	市立小学校における歯科健康診査実施校数	19 校 (平成 25 年度)	19 校	学校保健安全法により実施が義務づけられています。
	市立中学校における歯科健診実施校数	市立中学校における歯科健康診査実施校数	9 校 (平成 25 年度)	9 校	学校保健安全法により実施が義務づけられています。
	成人歯科健診の受診率(50 歳、60 歳、70 歳は現状値なし)	成人歯科健康診査の受診率	40 歳：6.22% (平成 25 年度)	全年齢 10%	過去の受診率の推移と達成の可能性から算出。40 歳以外は現状値がないため、40 歳と同様とします。
	健診目的で 1 年に 1 回以上歯科医院を受診している人(20 歳以上)の割合	市民意識調査で、健診目的で 1 年に 1 回以上歯科医院を受診していると回答した者(20 歳以上)の割合	44.9% (平成 25 年度)	60%	大和市の現状値は県(41.1%)とほぼ同水準ですが、大和市の目標達成年度は、国や県よりも早いことを考慮して、国や県が想定する増加幅約 30%を、大和市では約 15%と見込み、目標値を 60%とします。

区分	活動指標	データ根拠	現状値	目標値	目標値の考え方
障がい者・要介護者に係る施策 基本的施策（３）	大和市保健福祉センターにおける障がい児者歯科健診の受診者数	障がい児者歯科健診の受診者数	45 名 （平成 25 年度）	60 名	健診の定員が 60 人であるため、60 人を目標とします。
	障がい者施設への訪問によって、歯科健診や口腔ケア指導を行った障がい児者数	障がい者施設への訪問により歯科健診や口腔ケア指導を行った障がい児者数	33 名 （平成 25 年度）	100 名	主に生活介護・就労継続事業所（市内 20 か所）通所者の内、ケアが必要な 300 人の 3 分の 1 を目標とします。
	ケアマネジャーに歯科保健の知識及び市の歯科保健における取組を普及啓発した回数	大和歯科医師会が、介護支援事業者やケアマネジャーに歯科口腔保健管理に関する指導、助言を実施した回数	年に 1 回 （平成 25 年度）	年に 1 回	市の歯科保健における取組の現状や情報提供のため、年 1 回を目標とします。
口腔がん対策 基本的施策（４）	口腔がん検診の受診者数	口腔がん検診の受診者数	62 名 （平成 25 年度）	100 名	平成 27 年度に定員が拡大されることを考慮し、100 人を目標とします。
歯及び口腔の健康づくりに取り組む人材の育成 基本的施策（５）	8020 運動推進員が普及啓発活動を行った市民の人数	8020 運動推進員が普及啓発活動を行った市民の数	6,261 人 （平成 25 年度）	25,000 人	県の考え方では、推進員 1 人あたりの普及人数を 300 人、普及する県民の人数は 65 歳以上人口の半分を目指していることから、平成 26 年 9 月 1 日時点の 65 歳以上の大和市民の人数（50,777 人）の約半分である 25,000 人を目標とします。

計画策定の経過

平成 26 年	4 月	大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例 施行
	5 月	食育・歯及び口腔の健康づくりに関する市民意識調査 対象：2,500 名 回収：945 名 回収率：37.8%
	8 月	関係団体への意見聴取 一般社団法人 大和歯科医師会 特定非営利活動法人 神奈川県歯科衛生士会 神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター（保健福祉課） 小学校長会
	9 月	学識経験者への意見聴取 日本歯科大学 大学院生命歯学研究科臨床口腔機能学 菊谷 武 教授 関係団体への意見聴取 大和市健康普及員連絡協議会 大和市食生活改善推進協議会
	12 月	市民意見公募手続（パブリックコメント）
平成 27 年	3 月	大和市議会への情報提供

【用語解説】

あ行

- ・ **う触**
むし歯のこと。
- ・ **一次予防**
介護や支援の必要がなく、自立した生活が送れる人を対象とした介護予防。
- ・ **嚥下**
食べ物、飲み物を飲み込むこと。
- ・ **お口いきいき講座**
嚥むこと、飲み込むことの機能の確認や、一人ひとりにあったブラッシング方法を知ることができる。また、お口の機能を高め、唾液の分泌をよくし、食事がおいしく感じる効果のある健口体操も行う。

か行

- ・ **介護予防サポーター**
介護予防や認知症についての正しい知識を得るために大和市が開催している「介護予防サポーター講座」を受講した方。
- ・ **かかりつけ歯科医**
継続的に歯と口腔の健康を管理する歯科医療機関。
- ・ **ケアマネジャー**
介護保険法において要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を取りまとめる者。
- ・ **健康寿命**
WHO（世界保健機関）が提唱した概念で、平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のこと。平均寿命から、衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差し引いて算出する。
- ・ **健口体操**
神奈川県がつくった、楽しい音楽に合わせて、口や顔などの筋肉を動かしながら、口腔機能を高める体操。

・ 健康日本 2 1

21 世紀における国民の健康づくり運動のことで、国が、国民の健康の増進に関する基本的な方向や目標に関する事項等を示したもの。

・ 健康普及員

各自治会から選出され、市内 11 地区に分かれて地域の組織と連携しながら、市民の健康づくりを積極的に進めている。また、各地域の健康課題を見据えながら、健康づくりの情報提供や実践に向けた場の提供なども行っている。

・ 口腔

口の中の空所で、鼻腔や咽頭に連なる部分。
(医学用語)

・ 口腔がん

口の中にできるがんのことで、主なものに舌がん、舌と歯ぐきの間にできる口腔底がん、歯肉がん、頬の内側の粘膜にできる頬粘膜がん、口の上蓋の部分にできる硬口蓋がん等がある。

・ 口腔機能

食べる、話すなど、口や口の周辺の筋肉を使って行う日常生活機能・動作のこと。

・ 口腔ケア

口腔の疾病予防、健康保持・増進、リハビリテーションにより QOL の向上をめざした科学であり技術。具体的には、検診、口腔清掃、義歯の着脱と手入れ、咀嚼・摂食・嚥下のリハビリ、歯肉・頬部のマッサージ、食事の介護、口臭の除去、口腔乾燥予防などをさす。

(日本口腔ケア学会)

・ 咬合

上下の歯がかみ合っている状態のこと。

・ 誤嚥

食物などが、誤って喉頭と気管に入ってしまう状態。

(日本気管食道科学会)

・ 誤嚥性肺炎

誤嚥に引き続いて発症する肺炎のことで、口腔内分泌物や胃液などに混じって細菌が肺内へ吸引され引き起こされる。

・子育てサロン

子どものおもちゃや、授乳・離乳食スペースもあり親子でくつろげる場所。絵本の読み聞かせや手遊びなども実施している。また、月一度、小児科医、保健師、管理栄養士、保育士による身体測定と育児相談を行っている。

さ行

・歯垢

歯の表面や歯と歯ぐきとの間に付着する黄白色を帯びた粘着性のある物体。細菌を含むので蓄積すると口臭を誘発したり、むし歯や歯周病の原因となる。

・食育・歯及び口腔の健康づくりに関する市民意識調査

本計画の策定に当たって、大和市民の歯と口腔の健康に関する現状を把握するため、平成26年5月下旬～6月上旬に、大和市に居住する16歳以上の男女を対象に実施した。

・食生活改善推進員

大和市が開催する食生活改善推進員養成講座の受講修了後、大和市食生活改善推進協議会に入会した人。養成講座で勉強した栄養に関する知識をもとに、生活習慣病予防のための料理教室、地域のお祭りやふれあい広場への参加、地区の社会福祉協議会への協力など多岐に渡り、地域でのボランティア活動をしている。

・歯周病

歯を支える組織（歯周組織）に見られる疾患（歯肉炎・歯周炎）の総称。

・歯肉炎

歯肉に限定した炎症のこと。歯を支える組織の破壊までは進んでおらず、歯石除去やブラッシングによって、元の状態に改善することができる病態。

・歯列

歯並びのこと。

・事務事業評価

行政評価の1つ。市の仕事が目指す目標に向け、着実に成果を上げているか、市民の役に立っているか評価し、改善改革につなげていくものをいう。

・生活習慣病

食事や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称。

・咀嚼

摂取した食べ物を歯で噛み、粉碎すること。

た行

・つどいの広場「こどもーる」

親子が気軽に集い、親の子育てへの負担緩和を図り、地域の子育て支援の輪をつくる拠点。

な行

・二次予防

要介護状態や要支援状態にはないが、その恐れがあると考えられる65歳以上の人を対象とした介護予防。

は行

・8020（ハチマルニイマル）運動

厚生労働省と日本歯科医師会が提唱している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動。

・8020運動推進員

神奈川県が開催する養成講座を1回受講すると推進員になることができる。この講座やその後に行われる育成講座で得た知識を基に、8020運動の普及啓発に携わっている。

・ひまわりサロン

要介護認定を受けていない65歳以上の方々を対象に、体操・ゲーム等のレクリエーションを行っている地域住民の交流の場。認知症予防、転倒予防等のプログラムも行なっている。

・フッ素塗布

フッ化物溶液やゲル（ジェル）などを歯の表面に塗ること。フッ素塗布を行うと、酸の生成を抑えたり、歯を強酸から溶けにくくするなど、むし歯になりにくくする効果があると言われている。

・ブラッシング

歯みがきのこと。

・不正咬合

顎、歯などが、形態、発育、機能に異常をきたし、その結果、正常な噛み合わせができない状態の総称をさす。原因としては、遺伝、むし歯や歯周病、生活習慣、病気等がある。

ま行

・ミュータンス菌

むし歯の原因菌のひとつ。食事やおやつなどで摂取する食べ物や飲み物に含まれる糖분을栄養にして増殖し、その際に菌の周囲にネバネバのグルカンというノリのよ
うな物質を放出する。(日本歯科医師会)

や行

・要介護

日常生活を営むうえで、食事や排泄などの基本的な動作について自分で行うことが困難であり、何らかの介護を要すること。

ら行

・ライフステージ

人の一生を乳幼児期・学齢期・成人期・高齢期などと節目ごとに分けた、それぞれの段階。

・6歳臼歯

奥歯付近に生える、永久歯の中で1番大きく、食べ物を噛む力が1番強く、将来に渡って、歯並びと噛み合わせの中心となる歯のこと。

歯科口腔保健の推進に関する法律(平成二十三年八月十日法律第九十五号)

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民の健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわ

たって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりが、生活習慣病の予防その他の全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすことに鑑み、歯及び口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、並びに県民、県、歯科医師等の責務並びに教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「歯及び口腔の健康づくり」とは、歯、歯周組織等の健康を保持増進し、口腔機能を維持することをいう。

(基本理念)

第3条 歯及び口腔の健康づくりは、県民自らがその意義を自覚して取り組むものであり、その施策は、県民が生涯にわたって歯及び口腔の健康づくりに取り組むことができる環境を整備し、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連施策との有機的な連携を図り、及び関係者の協力を得ることにより、県民の自主的な取組を促進することを旨として、推進されなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯及び口腔の健康づくりについての理解を深め、必要に応じて県、市町村等が実施する歯科検診その他の事業及び施策を活用し、歯及び口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県の責務)

第5条 県は、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第6条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、県が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるとともに、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。

(教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割)

第7条 教育関係者等（食育基本法（平成17年法律第63号）第11条第1項に規定する教育関係者等をいう。）及び医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）は、それぞれの業務において、歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員の歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(県民に対する支援)

第8条 県は、県民が歯及び口腔の健康づくりに関する理解を深め、県民による歯及び口腔の健康づくりに関する活動への参加を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(市町村との連携及び協力)

第9条 県は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の推進に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第10条 県は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (2) 県民、市町村、歯及び口腔の健康づくりに取り組む団体その他の関係者と連携して歯及び口腔の健康づくりを推進するための体制を整備すること。
- (3) 8020（はちまるにいまる）運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取組をいう。その他年齢に応じた歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進すること。
- (4) フッ化物応用その他の虫歯を予防する対策を実施する市町村その他の関係機関に対し情報の提供等を行うこと。
- (5) 歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障害者、介護を必要とする高齢者その他の者に係る歯及び口腔の健康づくりを推進すること。
- (6) 歯科保健業務に従事する人材を育成すること。
- (7) 歯及び口腔の健康づくりに関するボランティア活動を支援すること。
- (8) 歯及び口腔の健康づくりに関する調査及び研究を推進すること。
- (9) その他歯及び口腔の健康づくりに関し必要な施策を推進すること。

(歯及び口腔の健康づくり推進計画)

第11条 知事は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画（以下「歯及び口腔の健康づくり推進計画」という。）を定めなければならない。

2 歯及び口腔の健康づくり推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、歯及び口腔の健康づくり推進計画を定めるに当たっては、県民、市町村、歯及び口腔の健康づくりに取り組む団体その他の関係者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、歯及び口腔の健康づくり推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、歯及び口腔の健康づくり推進計画の変更について準用する。

(実態調査等)

第12条 知事は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、おおむね5年ごとに、県民の歯科疾患の状況その他の歯及び口腔の健康づくりに関する実態を調査し、その結果を公表するものとする。

2 知事は、前項の規定による調査のほか、幼児、児童及び生徒の歯科疾患に関する情報を定期的に収集するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりの推進について基本理念を定め、市の責務並びに市民、歯科医師等、教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯及び口腔の健康づくりは、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯及び口腔の状態に応じて、適切かつ効果的に取組を進めることが子どもの健やかな成長、歯及び口腔の疾患の早期発見及び早期治療、生活習慣病の予防、介護予防等市民の健康の保持増進に重要な役割を果たすことに鑑み、市民の日常生活における自主的な取組を促すとともに、保健、医療、福祉、教育、食育その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、関係者の協力を得て、推進されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりについての理解を深め、市が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策に積極的に参加すること等により、生涯にわたって、自らの歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科医師等の役割)

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、市が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるとともに、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。

(教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割)

第6条 教育関係者等（食育基本法（平成17年法律第63号）第11条第1項に規定する教育関係者等をいう。）及び医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）は、それぞれの業務において、歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員の歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、基本理念に基づき、市民、歯及び口腔の健康づくりに取り組む団体その他の関係者と連携して、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに係る情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 歯及び口腔の疾患の予防及び早期発見のための歯科健康診査の実施に関すること。
- (3) 歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障がい者、介護を必要とする高齢者等に係る歯及び口腔の健康づくりの推進に関すること。
- (4) 口腔がん対策に関すること。

- (5) 歯及び口腔の健康づくりに取り組む人材の育成に関すること。
- (6) その他歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な施策に関すること。

(歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画)

第8条 市長は、前条に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 市は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。